

### 3.2 社会的状況

#### 3.2.1 人口及び産業の状況

##### 1. 人口の状況

対象事業実施区域及びその周囲の自治体（加美町、大崎市、宮城県）における人口及び世帯数の推移は、第3.2-1表及び第3.2-1図のとおりである。

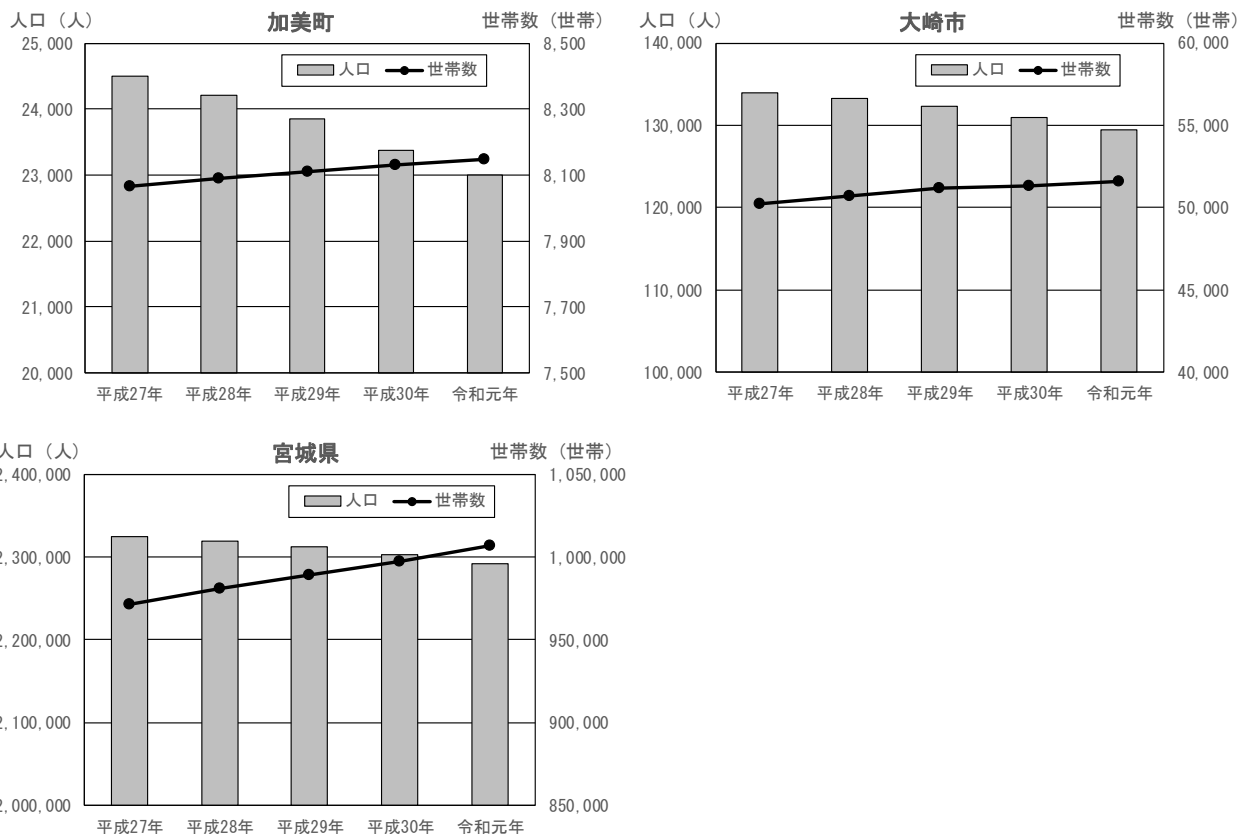
令和元年12月末日現在の加美町の人口は22,992人、世帯数は8,147世帯となっている。過去5年間の推移を見ると、すべての自治体で人口は減少しており、世帯数は増加している。

第3.2-1表 人口・世帯数の推移

(各年12月末日現在)

自治体	区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
加美町	人口(人)	24,509	24,212	23,853	23,377	22,992
	世帯数(世帯)	8,065	8,089	8,110	8,131	8,147
大崎市	人口(人)	133,958	133,226	132,321	130,955	129,444
	世帯数(世帯)	50,219	50,712	51,164	51,350	51,593
宮城県	人口(人)	2,324,469	2,319,438	2,312,085	2,303,098	2,292,386
	世帯数(世帯)	971,643	980,849	989,300	997,384	1,006,676

〔宮城県住民基本台帳人口及び世帯数の推移（令和元年版）〕（宮城県HP、閲覧：令和2年11月）より作成



第3.2-1図 人口及び世帯数の推移（各年12月末日現在）

## 2. 産業の状況

対象事業実施区域及びその周囲の自治体（加美町、大崎市、宮城県）における産業別就業者数は、第3.2-2表のとおりである。

産業別にみると、すべての自治体で第三次産業が最も多く、次いで第二次産業、第一次産業の順となっている。

第3.2-2表 産業別就業者数（平成27年10月1日現在）

（単位：人）

産 業		加美町	大崎市	宮城県
第一次産業	農業	1,653	5,216	39,526
	林業	95	166	1,438
	漁業	6	28	6,053
	第一次産業小計（構成比）	1,754(14.3%)	5,410(8.2%)	47,017(4.4%)
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	4	33	487
	建設業	1,516	6,554	113,356
	製造業	2,671	12,797	132,667
	第二次産業小計（構成比）	4,191(34.2%)	19,384(29.4%)	246,510(22.9%)
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	44	342	8,119
	情報通信業	25	500	23,769
	運輸業、郵便業	626	3,584	64,891
	卸売業、小売業	1,394	9,467	186,798
	金融業、保険業	130	1,013	24,124
	不動産業、物品賃貸業	82	750	23,184
	学術研究、専門・技術サービス業	144	1,321	32,316
	宿泊業、飲食サービス業	376	3,503	59,340
	生活関連サービス業、娯楽業	436	2,207	36,983
	教育、学習支援業	461	2,879	53,611
	医療、福祉	1,168	7,687	122,410
	複合サービス事業	217	855	10,626
	サービス業 （他に分類されないもの）	576	3,418	69,085
	公務（他に分類されないもの）	349	2,176	44,869
第三次産業小計（構成比）	6,028(49.1%)	39,702(60.2%)	760,125(70.5%)	
分類不能の産業（構成比）	293(2.4%)	1,446(2.2%)	24,275(2.3%)	
総数	12,266(100%)	65,942(100%)	1,077,927(100%)	

注：構成比は四捨五入を行っているため、個々の合計と総数が一致しない場合がある。

〔「平成27年 国勢調査」（就業状態等基本集計）（総務省統計局）より作成〕

(1) 農業

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における販売目的の農作物作付（栽培）経営体数は第3.2-3表、販売目的の農作物作付（栽培）面積は第3.2-4表のとおりである。

平成27年における販売目的の農作物作付（栽培）経営体数は、すべての自治体で稲が最も多くなっている。

第3.2-3表 販売目的の農作物作付（栽培）経営体数（平成27年2月1日現在）

（単位：経営体）

種 類	加美町	大崎市	宮城県
稲	666	4,421	33,583
麦類	11	82	374
雑穀	9	80	547
いも類	37	201	2,283
豆類	66	449	3,115
工芸農作物	9	22	205
野菜類	203	944	8,614
花き類・花木	21	78	710
その他の作物	48	404	1,628

「2015年農林業センサス」（販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数と作付（栽培）面積）（農林水産省HP、閲覧：令和2年11月）より作成

第3.2-4表 販売目的の農作物作付（栽培）面積（平成27年2月1日現在）

（単位：ha）

種 類	加美町	大崎市	宮城県
稲	3,180	X	66,006
麦類	25	374	2,268
雑穀	29	107	666
いも類	X	9	99
豆類	341	1,808	9,304
工芸農作物	9	X	91
野菜類	X	X	2,836
花き類・花木	X	21	203
その他の作物	162	562	2,518

注：Xは秘匿データである。

「2015年農林業センサス」（販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数と作付（栽培）面積）（農林水産省HP、閲覧：令和2年11月）より作成

## (2) 林業

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における所有形態別林野面積は第3.2-5表のとおりである。

平成27年における林野面積合計は、加美町では32,879ha、大崎市では42,250haとなっている。林野面積率は、加美町では71.4%、大崎市では53.0%である。

第3.2-5表 所有形態別林野面積（平成27年）

自治体	林野面積（ha）								自治体面積（ha）	林野面積率（%）
	合計	国有			民有					
		計	林野庁	林野庁以外の官庁	計	独立行政法人等	公有	私有		
加美町	32,879	14,408	14,408	—	18,471	2,925	8,031	7,515	46,067	71.4
大崎市	42,250	17,863	17,863	—	24,387	1,251	3,999	19,137	79,676	53.0
宮城県	410,803	122,381	117,805	4,576	288,422	14,648	60,670	213,104	728,222	56.4

「2015年農林業センサス」（所有形態別林野面積）（農林水産省HP、閲覧：令和2年11月）  
「平成27年全国都道府県市区町村別面積調」（国土交通省国土地理院、平成28年）より作成

## (3) 水産業

「2018年漁業センサス」（農林水産省、閲覧：令和2年11月）によると、加美町及び大崎市には海面漁業に関する経営体は存在しない。

なお、「2018年漁業センサス」によると、加美町及び大崎市には内水面養殖業を営む経営体が存在する。事業実施想定区域及びその周囲の自治体における内水面漁業の養殖面積は、第3.2-6表のとおりである。

第3.2-6表 内水面養殖業の経営体数及び養殖面積（平成30年11月1日現在）

区分	加美町	大崎市	宮城県
経営体数	1	3	29
養殖面積（m <sup>2</sup> ）	X	900	102,916

注：Xは秘匿データである。

「2018年漁業センサス」（第7巻内水面漁業に関する統計）  
（農林水産省、閲覧：令和2年11月）より作成

#### (4) 商業

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における商業の状況（事業所数、従業者数、年間商品販売額）は、第3.2-7表のとおりである。

加美町における事業所数は268、従業者数は1,441人、年間商品販売額は24,209百万円、大崎市における事業所数は1,409、従業者数は9,129人、年間商品販売額は278,386百万円となっている。

第3.2-7表 商業の状況

区 分	加美町	大崎市	宮城県
事業所数	268	1,409	22,103
従業者数（人）	1,441	9,129	184,540
年間商品販売額（百万円）	24,209	278,386	11,554,910

注：事業所数及び従業者数は平成28年6月1日現在、製造品出荷額は平成27年1年間の数値である。  
〔「平成28年経済センサス 活動調査」（産業別集計（卸売業、小売業））  
（経済産業省HP、閲覧：令和2年11月）より作成〕

#### (5) 工業

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における工業の状況（事業所数、従業者数、製造品出荷額）は、第3.2-8表のとおりである。

加美町における事業所数は62、従業者数は3,402人、製造品出荷額は7,362,366万円、大崎市における事業所数は184、従業者数は11,650人、製造品出荷額は36,859,649万円となっている。

第3.2-8表 工業の状況（従業員4人以上の事業所）

区 分	加美町	大崎市	宮城県
事業所数	62	184	2,579
従業者数（人）	3,402	11,650	118,720
製造品出荷額（万円）	7,362,366	36,859,649	466,555,338

注：事業所数及び従業者数は令和元年6月1日現在、製造品出荷額は平成30年1年間の数値である。  
〔「2019年工業統計調査」（地域別統計表）（経済産業省HP、閲覧：令和2年11月）より作成〕

### 3.2.2 土地利用の状況

#### 1. 土地利用の状況

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における地目別土地利用の状況は、第3.2-9表、第3.2-2図のとおりである。

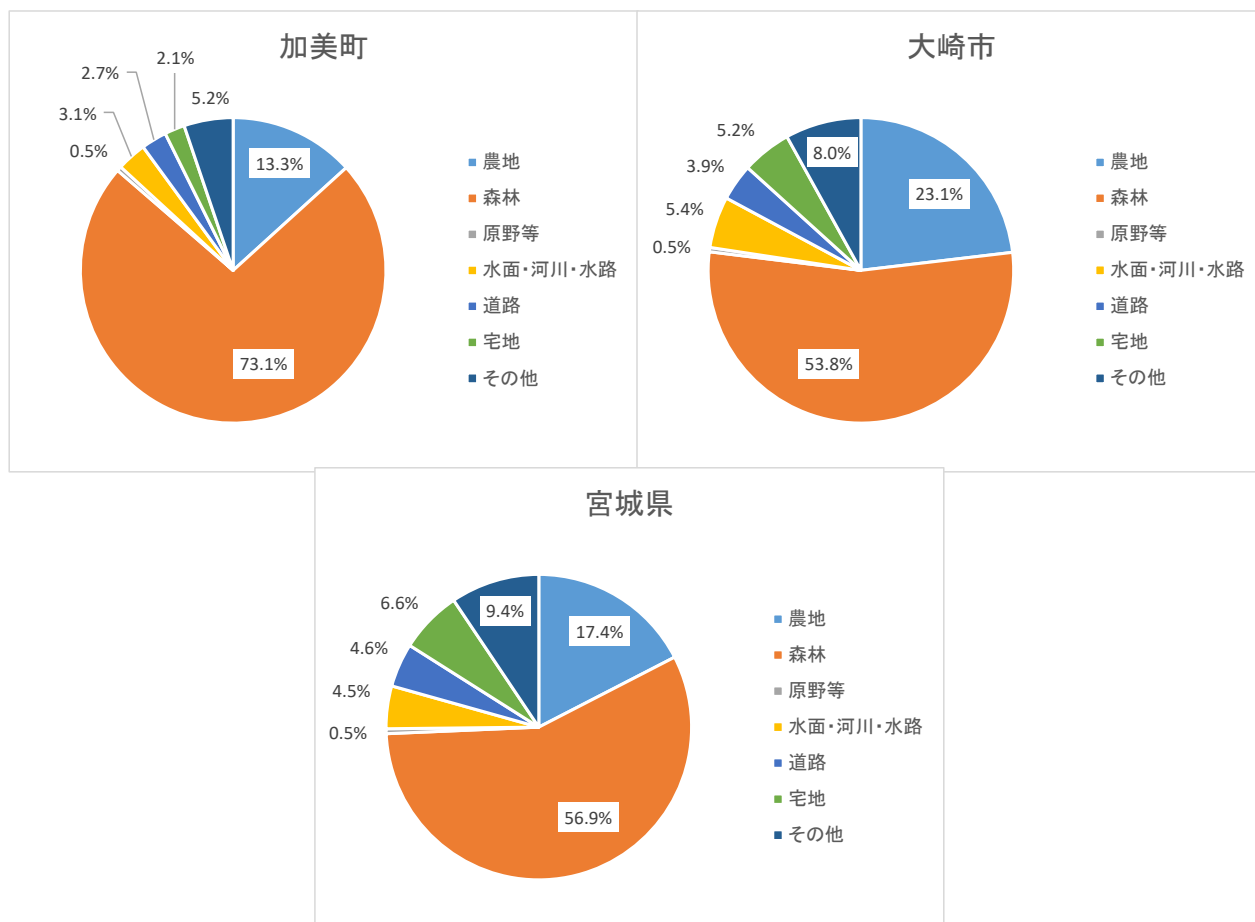
加美町、大崎市では、森林の占める割合が多い。

第3.2-9表 地目別土地利用の現況（平成30年4月1日現在ほか）

（単位：ha、（）内は％）

区分	農地	森林	原野等	水面・河川・水路	道路	宅地	その他	総数
加美町	6,110 (13.3)	33,669 (73.1)	227 (0.5)	1,442 (3.1)	1,243 (2.7)	981 (2/1)	2,395 (5.2)	46,067 (100.0)
大崎市	18,420 (23.1)	42,886 (53.8)	362 (0.5)	4,340 (5.4)	3,087 (3.9)	4,171 (5.2)	6,409 (8.0)	79,675 (100.0)
宮城県	126,902 (17.4)	414,275 (56.9)	3,755 (0.5)	32,917 (4.5)	33,729 (4.6)	48,145 (6.6)	68,500 (3.4)	728,223 (100.0)

注：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。  
 「令和元年度土地利用の現況と施策の概要」（宮城県、令和元年）より作成



「令和元年度土地利用の現況と施策の概要」（宮城県、令和元年）より作成

第3.2-2図 地目別土地利用の現況（平成30年4月1日現在ほか）

## 2. 土地利用規制の状況

### (1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和49年法律第92号、最終改定：平成29年4月26日）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

#### ① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲に都市地域は分布していない。

#### ② 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域は第3.2-3図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農業地域が分布している。

#### ③ 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲における森林地域は第3.2-4図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に森林地域が分布している。

### (2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業用地区域

対象事業実施区域及びその周囲における「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号、最終改定：令和元年5月24日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農業用地区域は第3.2-3図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農業用地区域が分布している。

### (3) 都市計画用途地域

対象事業実施区域及びその周囲に用途地域の指定はない。





第 3.2-3 図 土地利用基本計画図（農業地域及び農用地区域）





第 3.2-4 図 土地利用基本計画図（森林地域）

### 3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### 1. 河川及び湖沼の利用状況

##### (1) 水道水としての利用

対象事業実施区域及びその周囲における水道水の利用状況は、河川の表流水等から取水している。浄水場の概略は第3.2-10表及び第3.2-5図のとおりである。

第3.2-10表 浄水場の水源及び種別

浄水場	水源名	種別
キタイ沼浄水場	ビングシ沢	表流水

「大崎市水道事業経営戦略（平成28年度～平成37年度）」（平成29年2月、大崎市水道部）、「平成31年度加美町水道水質検査計画」（加美町HP、閲覧：令和2年11月）より作成

##### (2) 農業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周囲における農業用水の利用状況は、二ツ石ダムが、鳴瀬川流域に農業用水を供給している。

##### (3) 漁業による利用

対象事業実施区域及びその周囲の河川には、第3.2-11表及び第3.2-6図のとおり漁業権が設定されている。

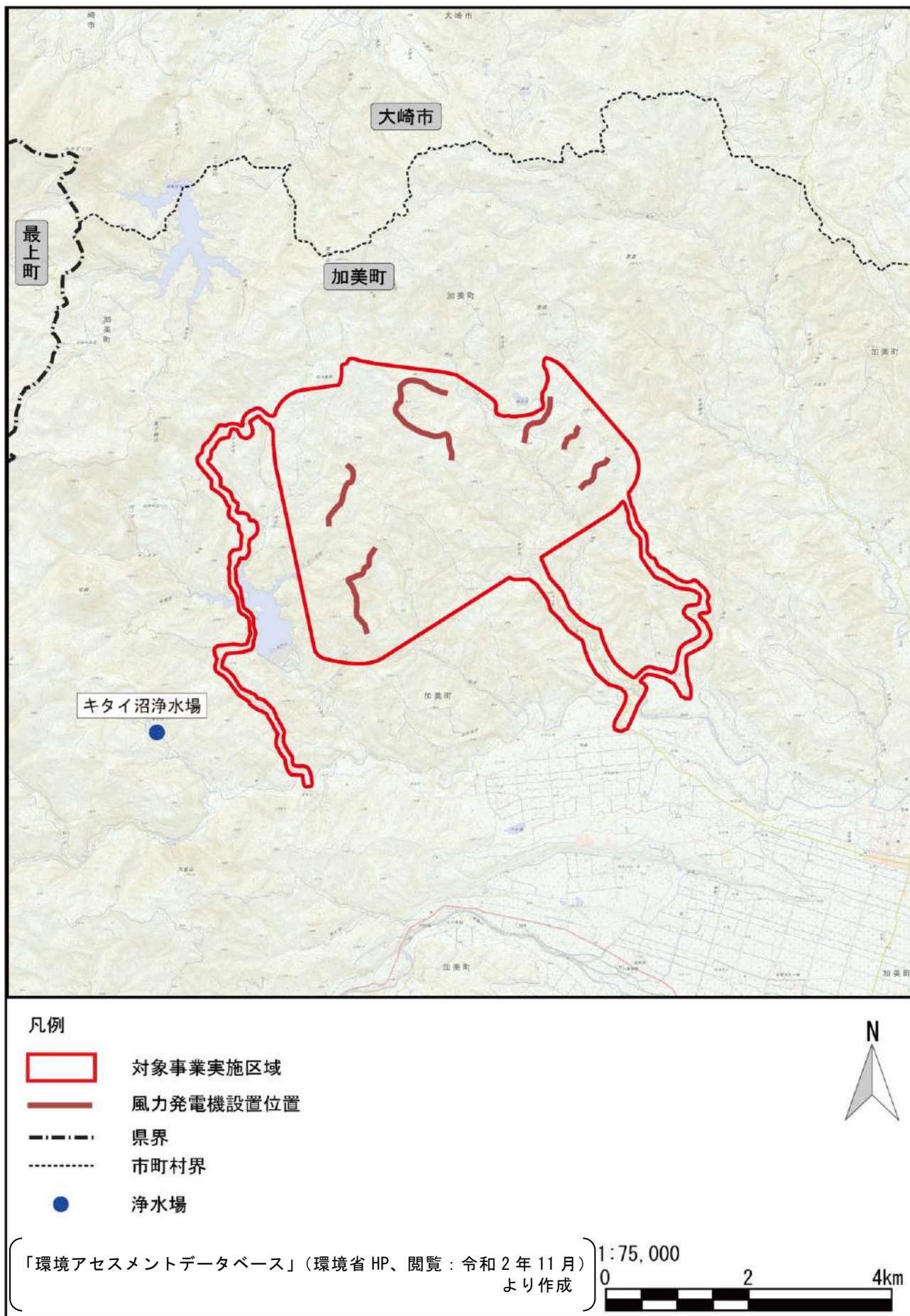
第3.2-11表 内水面漁業権の内容

漁業種類	公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁業権者
第5種共同漁業	内共第13号	あゆ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、おいかわ、かじか、にじます、いわな、やまめ（さくらますを含む）	1月1日から12月31日まで	石巻市、涌谷町、大崎市、美里町先	江合川漁業協同組合
	内共第15号	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、にじます、いわな、やまめ（さくらますを含む）、うなぎ、かじか	1月1日から12月31日まで	東松島市、大崎市、松島町、美里町、加美町、色麻町地先	鳴瀬吉田川漁業協同組合

〔「宮城県告示第109号、令和2年2月18日」（宮城県HP、閲覧：令和2年11月）より作成〕

#### 2. 地下水の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲において、地下水の利用はみられない。



第 3.2-5 図 浄水場の設置状況





第 3.2-6 図 内水面漁業権の状況

### 3.2.4 交通の状況

#### 1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は第3.2-7図のとおりであり、一般国道347号、一般県道262号（最上小野田線）等が挙げられる。平成27年度の交通量調査結果は第3.2-12表のとおりである。

第3.2-12表 主要道路の交通量調査結果（平成27年度）

路線名	番号	交通量観測地点		交通量	
		起点側	終点側	昼間12時間	24時間
一般国道347号	①	一般国道347号	—	691	898
一般県道262号 (最上小野田線)	②	—	—	<u>260</u>	<u>281</u>
	③	—	鳴子小野田線	<u>1,627</u>	<u>1,969</u>
一般県道267号 (鳴子小野田線)	④	一般国道47号	—	<u>338</u>	<u>426</u>
	⑤	—	柳沢中新田線	<u>135</u>	<u>144</u>
	⑥	柳沢中新田線	一般国道347号	<u>157</u>	<u>170</u>

注：1. 表中の番号は、第3.2-7図の番号に対応する。

2. 昼間12時間観測の時間帯は午前七時～午後七時、24時間観測の時間帯は午前七時～翌日午前七時または午前0～翌日午前0時である。

3. 斜体字下線は交通量を観測していない区間における推定値であり、推定方法は以下のとおりである。  
 昼間12時間交通量：平成22年度交通量と平成22年度及び平成27年度ともに交通量を観測した区間から推定している。  
 24時間交通量：推定した昼間12時間交通量と昼夜率および夜間12時間大型車混入率を用いて推定している。

4. 「—」は出典に記載がないことを示す。

「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」（国土交通省HP、閲覧：令和2年11月）より作成





第 3.2-7 図 主要な道路の状況

### 3.2.5 学校、病院、その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設（以下「環境保全上配慮すべき施設」という。）として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。対象事業実施区域及びその周囲における環境保全上配慮すべき施設及び住宅等の配置は、第3.2-13表及び第3.2-8図のとおりである。

風力発電機設置位置から最寄りの環境保全上配慮すべき施設は、約5.6kmの位置に南原デイサービスセンター及びグループホームふかふか・はうすが、約6.7kmの位置に鈴木診療所が存在する。

また、風力発電機設置位置から最寄りの住宅等までの最短距離は、約1.4kmである。

第3.2-13表 環境保全上配慮すべき施設（学校・医療機関・社会福祉施設）

図中番号	町名	区分	施設名	所在地
1	加美町	診療所	鈴木診療所	加美町宮崎字屋敷5-21-2
2		老人福祉施設等	特別養護老人ホームみやざき	加美町宮崎字屋敷7-29
3			社会福祉法人 加美町社会福祉協議会 宮崎デイサービスセンター	加美町宮崎字屋敷7-45-1
4	大崎市		南原デイサービスセンター	大崎市鳴子温泉字南原120-1
5			グループホームふかふか・はうす	大崎市鳴子温泉字南原120-1
6	加美町	障害福祉サービス事業所等	宮崎地域活動支援センターさくら	加美町宮崎字屋敷7-45-1

注：図中番号は第3.2-8図中の番号に対応する。

「学校一覧」（宮城県HP、閲覧：令和2年11月）  
「みやぎのお医者さんガイド」（宮城県HP、閲覧：令和2年11月）  
「宮城県社会福祉施設等一覧（令和元年7月1日現在）」（宮城県、令和元年）より作成





第3.2-8図 環境保全上配慮すべき施設の状況及び住宅等の配置の概況

### 3.2.6 下水道の整備状況

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における下水道処理人口普及率は、第3.2-14表のとおりである。

平成31年3月31日現在の下水道処理人口普及率は、加美町で71.5%、大崎市で43.3%である。

第3.2-14表 下水道処理人口普及状況（平成31年3月31日現在）

市町村	行政区域人口 (人)	処理区域人口 (人)	下水道処理人口普及率 (%)
加美町	23,215	16,603	71.5
大崎市	130,158	56,420	43.3

注：1. 行政区域人口は住民基本台帳を採用

2. 下水道処理人口普及率（%）＝処理区域人口／行政区域人口×100

〔「下水道処理人口普及率（平成30年度）」（宮城県HP、閲覧：令和2年11月）より作成〕

### 3.2.7 廃棄物の状況

#### 1. 一般廃棄物

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における一般廃棄物の処理状況は、第3.2-15表のとおりである。

平成30年度における一般廃棄物のごみ処理量は、加美町で7,708トン、大崎市で45,853トンとなっている。

第3.2-15表 一般廃棄物の処理状況（平成30年度）

区分		単位	加美町	大崎市
ごみ総排出量	計画収集量	トン	7,231	40,344
	直接搬入量		477	5,509
	集団回収量		0	0
	合計		7,708	45,853
ごみ処理量	直接焼却量		6,813	41,118
	直接最終処分量		0	0
	焼却以外の中間処理量		895	4,735
	直接資源化量		0	0
	合計		7,708	45,853
中間処理後再生利用量				594
リサイクル率		%	7.7	6.9
最終処分量		トン	1,080	6,370

注：リサイクル率は、(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)×100を表す。

〔「一般廃棄物処理実態調査結果（平成30年度）」（環境省HP、閲覧：令和2年11月）より作成〕

## 2. 産業廃棄物

宮城県の産業廃棄物の発生量及び処理状況は第3. 2-16表のとおりである。

平成30年度の産業廃棄物の排出量は10,962千トンで、その35.6%が再生利用されている。

第3. 2-16表 産業廃棄物の発生量及び処理状況（平成30年度）

項目	宮城県 (千トン/年)	割合 (%)
排出量	10,962	100
再生利用量	3,897	35.6
減量化量	6,870	62.7
最終処分量	190	1.7

注：合計は、再生利用あるいは処理されない量「その他量」の分だけ一致しない。

〔「令和元年度宮城県産業廃棄物実態推定業務報告書（平成30年度推計結果）」  
（宮城県、令和2年3月）より作成〕

対象事業実施区域を中心とした半径50kmの範囲における産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の施設件数は第3. 2-17表、立地状況は第3. 2-9図のとおりである。

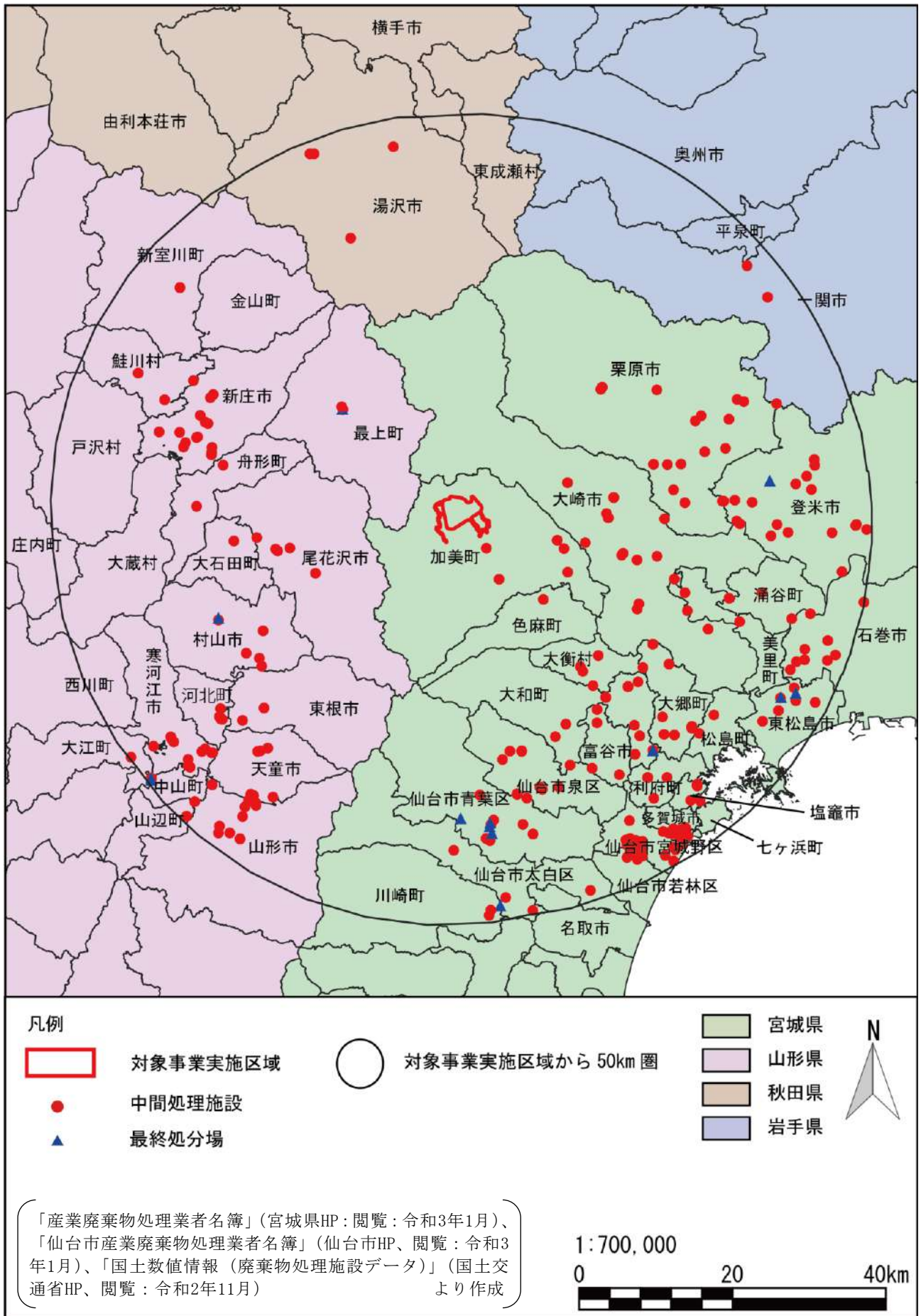
中間処理施設が305件、最終処分場16件となっている。

第3.2-17表 対象事業実施区域から50km圏内の産業廃棄物処理施設

県	市町村	中間処理施設 (件)	最終処分場 (件)
岩手県	一関市	3	0
宮城県	仙台市青葉区	11	5
	仙台市宮城野区	43	0
	仙台市若林区	13	0
	仙台市太白区	4	1
	仙台市泉区	10	0
	石巻市	10	0
	塩竈市	4	0
	多賀城市	14	0
	登米市	17	1
	栗原市	19	0
	東松島市	6	2
	大崎市	15	0
	富谷市	4	0
	川崎町	2	0
	松島町	2	0
	利府町	5	0
	大和町	15	2
	大郷町	13	0
	大衡村	5	0
	色麻町	1	0
加美町	6	0	
美里町	4	0	
秋田県	湯沢市	4	0
山形県	山形市	12	0
	新庄市	14	0
	寒河江市	11	0
	村山市	5	1
	天童市	6	0
	東根市	2	0
	尾花沢市	4	0
	山辺町	1	0
	中山町	1	2
	河北町	4	0
	大江町	2	1
	大石田町	2	0
	最上町	2	1
	舟形町	2	0
	真室川町	2	0
	鮭川村	3	0
合 計		305	16

「産業廃棄物処理業者名簿」(宮城県HP: 閲覧: 令和3年1月)、  
 「仙台市産業廃棄物処理業者名簿」(仙台市HP、閲覧: 令和3年1月)、  
 「国土数値情報(廃棄物処理施設データ)」(国土交通省HP、閲覧: 令和2年11月) より作成





第3.2-9図 廃棄物処理施設等の分布状況(50km範囲)

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号、最終改正：平成30年6月13日法律第50号）に基づき全国一律に定められており、その内容は第3.2-18表に示すとおりである。

第3.2-18表 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。（昭和48年環境庁告示第25号）
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。（昭和48年環境庁告示第25号）
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。（昭和48年環境庁告示第25号）
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。（昭和53年環境庁告示第38号）
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。（昭和48年環境庁告示第25号）
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。（平成9年環境庁告示第4号）
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。（平成9年環境庁告示第4号）
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。（平成9年環境庁告示第4号）
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。（平成9年環境庁告示第4号）
微小粒子状物質（PM <sub>2.5</sub> ）	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。（平成21年環境省告示第33号）

備考：

1. 環境基準は、工業用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.006ppmまでのゾーン内にある地域あつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないように努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう
5. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日環境省告示第73号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日環境省告示第74号）

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日環境省告示第100号）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日環境省告示第33号）

より作成

## ② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい条件として、「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号、最終改正：平成30年6月13日法律第50号）に基づき、第3.2-19表のとおり定められている。

大崎市では第3.2-20表のとおり騒音に係る環境基準の地域の類型のあてはめが行われているが、対象事業実施区域及びその周囲において、騒音に係る環境基準の地域の類型があてはめられた地域はない。



第3.2-19表 騒音に係る環境基準

【一般環境騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）】

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注：1. 時間の区分は昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域とする。

【道路騒音に係る環境基準（道路に面する地域）】

地域の類型	基準値							
	昼間	夜間						
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下						
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下						
備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。								
<table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70デシベル以下</td> <td>65デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table>			基準値		昼間	夜間	70デシベル以下	65デシベル以下
基準値								
昼間	夜間							
70デシベル以下	65デシベル以下							
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。								

注：1. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）等をいう。

2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路は道路端から15mまでの範囲、2車線を超える車線を有する道路は道路端から20mまでの範囲をいう。

「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号、  
最終改正：令和2年3月30日環境省告示第35号）より作成

第3.2-20表 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

地域の類型	地域の類型を当てはめる地域
AA	仙台市青葉区荒巻字青葉の第2種中高層住居専用地域の内文教地区（公園区域を除く）
A及びB	仙台市他25市町村（※）の区域で第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、仙台市の第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（一部地域に限る）、他25市町村の第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
C	仙台市他25市町村の近隣商業地域（一部の地域を除く）、商業地域、準工業地域、工業地域

※仙台市他25市町村：仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、大河原町、村田町、柴田町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村、美里町、女川町、南三陸町

〔「令和元年版宮城県環境白書（資料編）」（宮城県、令和元年）より作成〕

### ③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正：平成30年6月13日法律第50号)に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、第3.2-21表のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

なお、「生活環境の保全に関する環境基準」は第3.2-22表～24表のとおりであり、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。

対象事業実施区域及びその周囲においては、第3.2-10図のとおり、鳴瀬川中流、江合川中流が河川A類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、第3.2-25表のとおりであり、すべての地下水について定められている。

第3.2-21表 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		
備考： 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、告示の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日環境省告示第35号)より作成

第3.2-22表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—
備考：1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。						
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。						

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
- 〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、  
最終改正：令和2年3月30日環境省告示第35号）より作成〕

第3.2-22表(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及び その塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、  
最終改正：令和2年3月30日環境省告示第35号）より作成〕

第3.2-23表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—

備考：水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、  
最終改正：令和2年3月30日環境省告示第35号）より作成

第3.2-23表(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考：1. 基準値は、年間平均値とする。  
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。  
3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）  
3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用  
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日環境省告示第35号）より作成

第3.2-23表(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及び その塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日環境省告示第35号）より作成

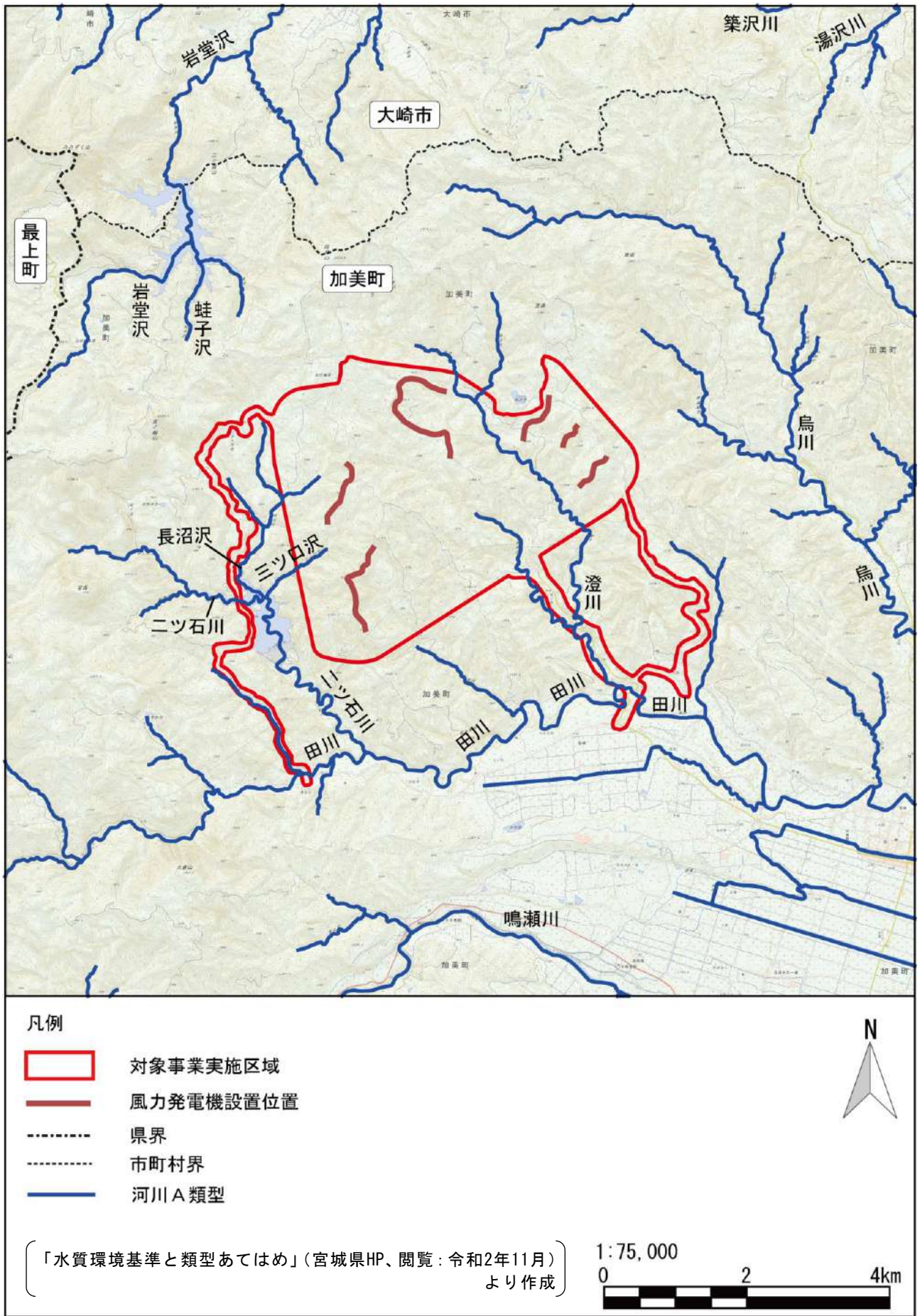


第 3.2-23 表(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、  
最終改正：令和2年3月30日環境省告示第35号）より作成



第3.2-10図 水質汚濁に係る環境基準の水域の類型指定状況

第3.2-24表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されない こと
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されない こと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考：1. 基準値は日間平均値とする。  
2. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝地等の環境保全

2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、  
最終改正：令和2年3月30日環境省告示第35号）より作成

第3.2-24表(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下

備考：1. 基準値は、年間平均値とする。  
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、  
最終改正：令和2年3月30日環境省告示第35号）より作成

第3.2-24表(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日環境省告示第35号）より作成

第3.2-24表(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日環境省告示第35号）より作成

第3.2-25表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考： 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、告示の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号、  
最終改正：令和2年3月30日環境省告示第35号) より作成

#### ④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号、最終改正：平成30年6月13日法律第50号）に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正：令和2年4月2日環境省告示第44号）により第3.2-26表のとおり定められている。

第3.2-26表 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考：	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正：令和2年4月2日環境省告示第44号）より作成



## ⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号、最終改正：平成26年6月18日法律第72号)に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第68号、最終改正：令和2年3月30日環境省告示第35号)により第3.2-27表のとおり定められている。

第3.2-27表 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考： 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。	

- 注：1. 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。  
 2. 水質汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。  
 3. 水底の底質汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。  
 4. 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第68号、最終改正：令和2年3月30日環境省告示第35号)より作成

## (2) 規制基準等

### ① 大気汚染

#### イ. 大気汚染防止法

大気汚染については、「大気汚染防止法」（昭和43年6月10日法律第97号、最終改正：令和2年6月5日法律第39号）及び「公害防止条例」（昭和46年3月18日宮城県条例第12号、最終改正：平成19年12月18日条例第102号）において、ばい煙発生施設や粉じん発生施設等が規定されており、汚染物質については排出基準が定められている。

なお、風力発電所はこれらの法令で規定する施設に該当しない。

## ② 騒音

### イ. 特定工場等において発生する騒音の規制に関する法律

特定工場等において発生する騒音については、「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号、最終改正：平成26年6月18日法律第72号)に基づく「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号、最終改正：令和2年3月30日環境省告示第35号)及び「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」(平成27年3月31日宮城県告示第390号、最終改正：平成30年3月23日告示第287号)、「公害防止条例施行規則」(平成7年宮城県規則第79号、最終改正：令和元年10月25日規則第76号)別表第2第4号により、規制基準及び区域の区分が定められている。

特定工場等において発生する騒音の規制基準及び区域の区分は、第3.2-28表のとおりである。

対象事業実施区域は特定工場等に係る騒音の規制区域に指定されていないが、「公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日宮城県規則第79号、最終改正：令和元年10月25日規則第76号)に基づき、対象事業実施区域の位置する用途地域の指定のない地域は第2種区域の規制基準が適用される。

第3.2-28表 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分	あてはめ地域	基準値（デシベル）			
		朝	昼間	夕	夜間
		6～8時	8～19時	19～22時	22～6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域、 第2種低層住居専用地域、 田園住居地域及び文教地区	45	50	45	40
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域 及び準住居地域（文教地区とし て指定された区域を除く。）	50	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域 及び準工業地域	55	60	55	50
第4種区域	工業地域	60	65	60	55

備考：

1. 上表に掲げる第2種区域、第3種区域、第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地及びその周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、上表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。
2. 都市計画法に基づく用途地域及び文教地区の指定のない地域については、第2種区域の基準を適用するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、関係市町村長の意見を聴いて、この表に定める区域に相当する区域として定め、該当する基準を適用するものとする。

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号、最終改正：令和2年3月30日環境省告示第35号）

「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」（平成27年3月31日宮城県告示第390号、最終改正：平成30年3月23日告示第287号）

「公害防止条例施行規則」（平成7年宮城県規則第79号、最終改正：令和元年10月25日規則第76号）

より作成

## ロ. 特定建設作業に関する規制

特定建設作業に伴って発生する騒音については、「騒音規制法」（昭和43年6月10日法律第98号、最終改正：平成26年6月18日法律第72号）に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号、最終改正：令和2年3月30日環境省告示第35号）及び「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」（平成27年3月31日宮城県告示第390号、最終改正：平成30年3月23日告示第287号）により、規制基準及び規制の区域が定められている。

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び区域の区分は第3.2-29表のとおりである。

なお、対象事業実施区域は特定建設作業に伴って発生する騒音の規制区域に指定されていない。

第3.2-29表 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制種別	騒音基準値	作業禁止時間	1日の作業 限度時間	連続作業 限度期間	作業禁止日
第1号区域	85デシベル (敷地境界線)	午後7時から翌日午前7時まで	10時間以内	連続6日以内	日曜日その 他の休日
第2号区域		午後10時から翌日午前6時まで	14時間以内		

注：

○第1号区域：第1種、第2種及び第3種区域並びに第4種区域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の境界線から80mまでの区域

○第2号区域：指定地域のうち第1号区域以外の区域

※第1種～第4種区域・指定地域：騒音規制法の規定により知事が定めた地域（平成27年3月31日宮城県告示第390号、最終改正：平成30年3月23日告示第287号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号、最終改正：令和2年3月30日環境省告示第35号）  
「令和元年版宮城県環境白書」（宮城県、令和元年）より作成

## ハ. 自動車騒音の要請限度

自動車騒音については、「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号、最終改正：平成26年6月18日法律第72号)に基づく「指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日環境省令第9号)及び「騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の区域の区分」(平成12年宮城県告示第315号)により、騒音の要請限度及び区域の区分が定められている。

自動車騒音の要請限度及び区域の区分は第3.2-30表のとおりである。

なお、対象事業実施区域は自動車騒音に係る要請限度の区域に指定されていない。

第3.2-30表 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	要請限度	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日6時)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル以下	55デシベル以下
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル以下	65デシベル以下
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル以下	70デシベル以下
備考： a区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 b区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		

注：上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

〔「指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日環境省令第9号)  
「騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の区域の区分」(平成12年宮城県告示第315号)より作成〕

### ③ 振動

#### イ. 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

特定工場等において発生する振動については、「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号、最終改正:平成26年6月18日法律第72号)に基づく「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号、最終改正:令和2年3月30日環境省令第9号)及び「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」(平成27年3月31日宮城県告示第391号、最終改正:平成30年3月23日告示第288号)、「公害防止条例施行規則」(平成7年宮城県規則第79号、最終改正:令和元年10月25日規則第76号)別表第2第5号により、規制基準及び区域の区分が定められている。

規制地域内の特定工場等に係る振動の規制基準及び区域の区分は第3.2-31表のとおりである。

対象事業実施区域は特定工場等に係る振動の規制区域に指定されていないが、加美町及び大崎市の区域において、「公害防止条例施行規則」(平成7年宮城県規則第79号、最終改正:令和元年10月25日規則第76号)に基づき、対象事業実施区域の位置する用途地域の指定のない地域は第1種区域の規制基準が適用される。

第3.2-31表 指定地域内の特定工場等に係る振動の規制基準

区域の区分	適用地域	規制基準	
		昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～翌日8時)
第1種区域	文教地区、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65デシベル	60デシベル
備考： 1. 上表に掲げる区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における基準は、上表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。 2. 都市計画法に基づく用途地域及び文教地区の指定のない地域については、第1種区域の基準を適用するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、関係市町村長の意見を聴いて、この表に定める区域に相当する区域として定め、該当する基準を適用するものとする。			

「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号、最終改正:令和2年3月30日環境省令第9号)  
「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」(平成27年3月31日宮城県告示第391号、最終改正:平成30年3月23日告示第288号)  
「公害防止条例施行規則」(平成7年宮城県規則第79号、最終改正:令和元年10月25日規則第76号)より作成

## ロ. 建設作業振動の規制基準

特定建設作業に伴って発生する振動については、「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号、最終改正：平成26年6月18日法律第72号)に基づく「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号、最終改正：令和2年3月30日環境省令第9号)及び「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」(平成27年3月31日宮城県告示第391号、最終改正：平成30年3月23日告示第288号)により、規制基準及び区域の区分が定められている。

特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準及び区域の区分は第3.2-32表のとおりである。

なお、対象事業実施区域は特定建設作業に伴って発生する振動の規制区域に指定されていない。

第3.2-32表 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

規制種別	騒音基準値	作業禁止時間	1日の作業 限度時間	連続作業 限度期間	作業禁止日
第1号区域	75デシベル (敷地境界線)	午後7時から翌日午前7時まで	10時間以内	連続6日以内	日曜日その 他の休日
第2号区域		午後10時から翌日午前6時まで	14時間以内		

注：

○第1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園等の敷地80mまでの区域

○第2号区域：指定地域のうち第1号区域以外の区域

※指定地域：振動規制法の規定により知事が定めた地域（平成27年3月31日宮城県告示第391号、最終改正：平成30年3月23日告示第288号）

「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号、最終改正：令和2年3月30日環境省令第9号)  
「令和元年版宮城県環境白書」(宮城県、令和元年)より作成



## ハ. 道路交通振動に係る要請限度

道路交通振動については、「振動規制法」（昭和51年6月10日法律第64号、最終改正：平成26年6月18日法律第72号）に基づく「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号、最終改正：令和2年3月30日環境省令第9号）及び「道路交通振動規制の区域及び時間」（昭和53年宮城県告示第265号、最終改正：平成30年3月23日告示第284号）により、道路交通振動の要請限度及び区域の区分が定められている。

道路交通振動の要請限度及び区域の区分は第3.2-33表のとおりである。

なお、対象事業実施区域は道路交通振動に係る要請限度の区域に指定されていない。

第3.2-33表 道路交通振動に係る要請限度

地域の区分	要請限度	
	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～翌日8時)
第1種区域	65デシベル以下	60デシベル以下
第2種区域	70デシベル以下	65デシベル以下

備考：第1種区域及び第2種区域の区分は、第3.2-31表と同様である。

〔「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号、最終改正：令和2年3月30日環境省令第9号）  
「道路交通振動規制の区域及び時間」（昭和53年宮城県告示第265号、最終改正：平成30年3月23日告示第284号）より作成〕

#### ④ 水質汚濁

##### イ. 水質汚濁防止法に基づく全国一律の排水基準

工場及び事業場から公共用水域に排出される排水については、「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日法律第138号、最終改正：平成29年6月2日法律第45号）に基づく「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：令和元年11月18日環境省令第15号）により、全国一律の排水基準（有害物質28物質、その他の項目15項目）が第3.2-34表のとおり定められている。

なお、本事業ではこれらが適用される特定事業場は設置しない。

第3.2-34表(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質）

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg Cd/L
シアン化合物	1mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外10mgB/L、海域230mgB/L
ふっ素及びその化合物	海域以外8mgF/L、海域15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L(*)
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考： 1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 (*）アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を示す。	

〔「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：令和元年11月18日環境省令第15号）より作成〕

第3.2-34表(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外5.8～8.6、海域5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120mg/L (日間平均60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均8mg/L)
備考： 1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m <sup>3</sup> 以上である工業又は事業場に係る排水について適用する。 3. 水素イオン濃度及び溶解性含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に流出される排水に限って適用する。 7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。	

「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：令和元年11月18日環境省令第15号）より作成

## ⑤ 悪臭

### イ. 悪臭防止法に基づく規制

悪臭の規制については、「悪臭防止法」（昭和46年6月1日法律第91号、最終改正：平成23年8月30日法律第105号）第3条及び第4条に基づき都道府県知事（市の区域内の地域については、市長）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・ 第1号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- ・ 第2号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- ・ 第3号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

大崎市は悪臭防止法による規制地域となっており、その規制基準は第3.2-35表のとおりである。

第3.2-35表 悪臭防止法に基づく規制基準（大崎市）

規制対象	敷地境界線 (第1号規制)	排出口 (第2号規制)	排出水 (第3号規制)
規制地域内の全工場・事業場	臭気指数15	悪臭防止法第4条第2項に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数	臭気指数31

注：測定法は三点比較式臭袋法、三点比較式フラスコ法

〔令和元年版宮城県環境白書（宮城県、令和元年）より作成〕

### ロ. 公害防止条例に基づく規制

加美町は悪臭防止法の規制地域には指定されていないが、加美町の一部施設については「公害防止条例」（昭和46年3月18日宮城県条例第12号、最終改正：平成19年12月18日条例第102号）に基づき、悪臭防止法に基づく規制基準と同様の規制基準が適用されている（風力発電所は該当しない）。

第3.2-36表 宮城県公害防止条例に基づく規制基準

規制対象	敷地境界線 (第1号規制)	排出口 (第2号規制)	排出水 (第3号規制)
県内全域（ただし、悪臭防止法規制地域を除く）の飼料又は有機質肥料製造施設	臭気指数15	悪臭防止法第4条第2項に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数	臭気指数31

注：測定法は三点比較式臭袋法、三点比較式フラスコ法

〔令和元年版宮城県環境白書（宮城県、令和元年）より作成〕

## ⑥ 土壌汚染

### イ. 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の濃度状況

対象事業実施区域及びその周囲において、「土壌汚染対策法」（平成14年5月29日法律第53号、最終改正：平成29年6月2日法律第45号）により、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準が定められている。土壌溶出量基準及び土壌含有量基準は第3.2-37表のとおりである。

第3.2-37表 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準

特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)
カドミウム及びその化合物	カドミウム0.01以下	カドミウム150以下
六価クロム化合物	六価クロム0.05以下	六価クロム250以下
クロロエチレン	0.002以下	—
シマジン	0.003以下	—
シアン化合物	シアンが検出されないこと	遊離シアン50以下
チオベンカルブ	0.02以下	—
四塩化炭素	0.002以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—
ジクロロメタン	0.02以下	—
水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	水銀15以下
セレン及びその化合物	セレン0.01以下	セレン150以下
テトラクロロエチレン	0.01以下	—
チウラム	0.006以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—
トリクロロエチレン	0.03以下	—
鉛及びその化合物	鉛0.01以下	鉛150以下
砒素及びその化合物	砒素0.01以下	砒素150以下
ふっ素及びその化合物	ふっ素0.8以下	ふっ素4,000以下
ベンゼン	0.01以下	—
ほう素及びその化合物	ほう素1以下	ほう素4,000以下
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	—
有機りん化合物	検出されないこと	—

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年12月26日環境省令第29号、最終改正：令和2年4月2日環境省令第14号）より作成〕

## ロ. 土壌汚染対策法6条第1項及び第11条第1項に基づく指定地域

「土壌汚染対策法-要措置区域等指定状況」（宮城県HP、閲覧日：令和2年11月）によると、令和2年11月現在、大崎市において「土壌汚染対策法」（平成14年5月29日法律第53号、最終改正：平成29年6月2日法律第45号）第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」が存在するが、対象事業実施区域及びその周囲には「土壌汚染対策法」第6条第1項に基づく「要措置区域」及び「土壌汚染対策法」第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定はない。

### ⑦ 地盤沈下

地盤沈下については、「工業用水法」（昭和31年6月11日法律第146号、最終改正：平成26年6月13日法律第69号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年5月1日法律第100号、最終改正：平成12年5月31日法律第91号）に基づき、地下採取について規制が行われているが、対象事業実施区域及びその周囲は規制対象地域に指定されていない（「平成29年度宮城県公害資料（地盤沈下編）」、宮城県）。

### ⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号、最終改正：令和元年6月14日法律第37号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号、最終改正：平成26年6月4日法律第55号）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

残土については、「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（令和元年宮城県条例第74号）により、土砂等の埋立て等を行う面積が3,000m<sup>2</sup>以上である場合には、許可が必要となる。

### ⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和54年6月22日法律第49号、最終改正：令和2年6月12日法律第49号）で特定事業者（設置しているすべての工場等の年間エネルギー使用量（原油換算値）の合計が1,500kL以上であり国が指定した事業者）にエネルギー起源二酸化炭素排出量等を経済産業局及び事業所管轄省庁に定期報告することを義務づけられているほか、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年10月9日法律第117号、最終改正：平成30年6月13日法律第45

号)では、事業活動に伴い温室効果ガスを相当程度多く排出する特定排出者に温室効果ガスの排出量を算定し、事業所管大臣に報告することを義務づけられている。

### (3) その他の環境保全計画等

#### ① 宮城県

宮城県では、「環境基本条例」(平成7年3月17日宮城県条例第16号、最終改正：平成15年2月21日条例第1号)第9条に基づき、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものとして「宮城県環境基本計画」が平成28年3月に策定された。

計画の期間は、「宮城県震災復興計画」の終期と合わせ、平成28年度から令和2年度までの5年間としている。

宮城県環境基本計画の概要は第3.2-38表のとおりである。

同計画では、計画の遂行により目指す将来像を「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」、「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」と設定している。

第3.2-38表 宮城県環境基本計画の概要

環境基本計画に基づき県が行う施策	
復興のための重点的な取り組み	①復興を契機とした先進的な地域づくりの推進
	②防災・復興事業における自然環境や生活環境への配慮の促進
	③放射性物質の付着した廃棄物等の適正な処理の促進
計画の遂行により目指す将来像	将来像1 豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土
	将来像2 持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会
将来像を実現するための政策	政策1 低炭素社会の形成
	政策2 循環型社会の形成
	政策3 自然共生社会の形成
	政策4 安全で良好な生活環境の確保

〔「宮城県環境基本計画」(宮城県、平成28年)より作成〕

#### ② 加美町

加美町では、平成27年に「加美町笑顔幸福プラン(第二次加美町総合計画)」(加美町、平成27年)を策定した。

同計画では三つの理念「共生」、「協働」、「自治」に基づいたまちづくりを推進している。また、それらの理念に基づき「善意と資源とお金が循環する、人と自然に優しいまち」を目指し、その実現に向けて、六つの将来像を設定している。



将来像のうちの一つとして「人と自然が共生する持続可能なまち」を掲げており、加美町の美しく豊かな自然環境と地域独自の風景を住民と行政が協働して守り、人と自然とのふれあいを大切にしながら、個性的で美しいまちづくりを促進し、次世代に継承していくこととしている。さらに、森林資源、太陽光をはじめとする自然資源の活用や省エネルギー化の促進、リサイクルによる資源の活用などを通じて、人と共生し、環境への負荷を軽減する循環型社会の構築をめざし、環境に配慮した持続可能なまちづくりを進めている。

同計画の体系は第3.2-39表のとおりである。

第3.2-39表 加美町笑顔幸福プラン（第二次加美町総合計画）の計画の体系

計画の体系	
六つの将来像	人と自然が共生する持続可能なまち
	健やかで笑顔あふれるまち
	安全・安心で快適に暮らせるまち
	魅力あふれ、豊かでにぎわいのあるまち
	だれもが学ぶ幸せを感じられるまち
	住民と行政の協働による自立したまち
将来像の実現に向けたまちづくりの重点プロジェクト	1 里山経済の確立
	2 健幸社会の実現
	3 子ども・子育て応援社会の実現

〔「加美町笑顔幸福プラン（第二次加美町総合計画）」（加美町、平成27年）より作成〕

### ③ 大崎市

大崎市では、令和2年に「第2次大崎市環境基本計画」（大崎市、令和2年）を策定した。

計画の期間は令和2年度から令和11年度までであり、望ましい環境像を実現するため、要素別環境保全目標を設定し、数値化した目標については測定結果などにより状況を把握している。

同計画の環境目標は第3.2-40表のとおりである。

第3.2-40表 第2次大崎市環境基本計画の環境目標

望ましい環境像	環境目標
豊かな自然や田園環境の中で人と自然が共に生き、健康的で持続可能な循環・共生型の社会の実現を目指す	(1)誰もが誇れる自然環境をみんなで守る【自然環境】
	(2)心の豊かさを感じる快適環境を創る【快適環境】
	(3)安全・安心な暮らしを支える生活環境を確保する【生活環境】
	(4)地球に暮らす一員として行動し、地球環境を思いやる【地球環境】
	(5)世代を超えて環境を学び、伝える【市民参画・協働】

## 2. 自然関係法令等

### (1) 自然環境保全に係る法令

#### ① 自然公園等

対象事業実施区域及びその周囲における、「自然公園法」(昭和32年6月1日法律第161号、最終改正：令和元年6月14日法律第37号)に基づく国立公園及び国定公園、「宮城県立自然公園条例」(昭和34年7月16日宮城県条例第20号)、「山形県立自然公園条例」(昭和33年条例第29号)に基づく県立自然公園の指定状況は第3.2-41表及び第3.2-1図のとおりであり、「栗駒国定公園」、「船形連峰県立自然公園」、「御所山県立自然公園」が指定されている。

第3.2-41表 自然公園の概要

(単位：ha)

名称 (指定年月日)	総面積	特別地域				普通地域
		特別 保護地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	
栗駒国定公園 (昭和43年7月22日)	77,122	5,205	18,471	11,258	38,222	3,966
船形連峰県立自然公園 (昭和37年11月1日)	35,449	—	2,372	5,827	18,310	8,940
御所山県立自然公園 (昭和26年3月20日)	13,515	—	865	1,305	7,222	4,123

出典：「国定公園地種区分別面積（令和2年3月31日現在）」（環境省）  
「令和元年版宮城県環境白書（資料編）」（宮城県、令和元年）  
「県内自然公園一覧（平成29年3月31日現在）」（山形県）

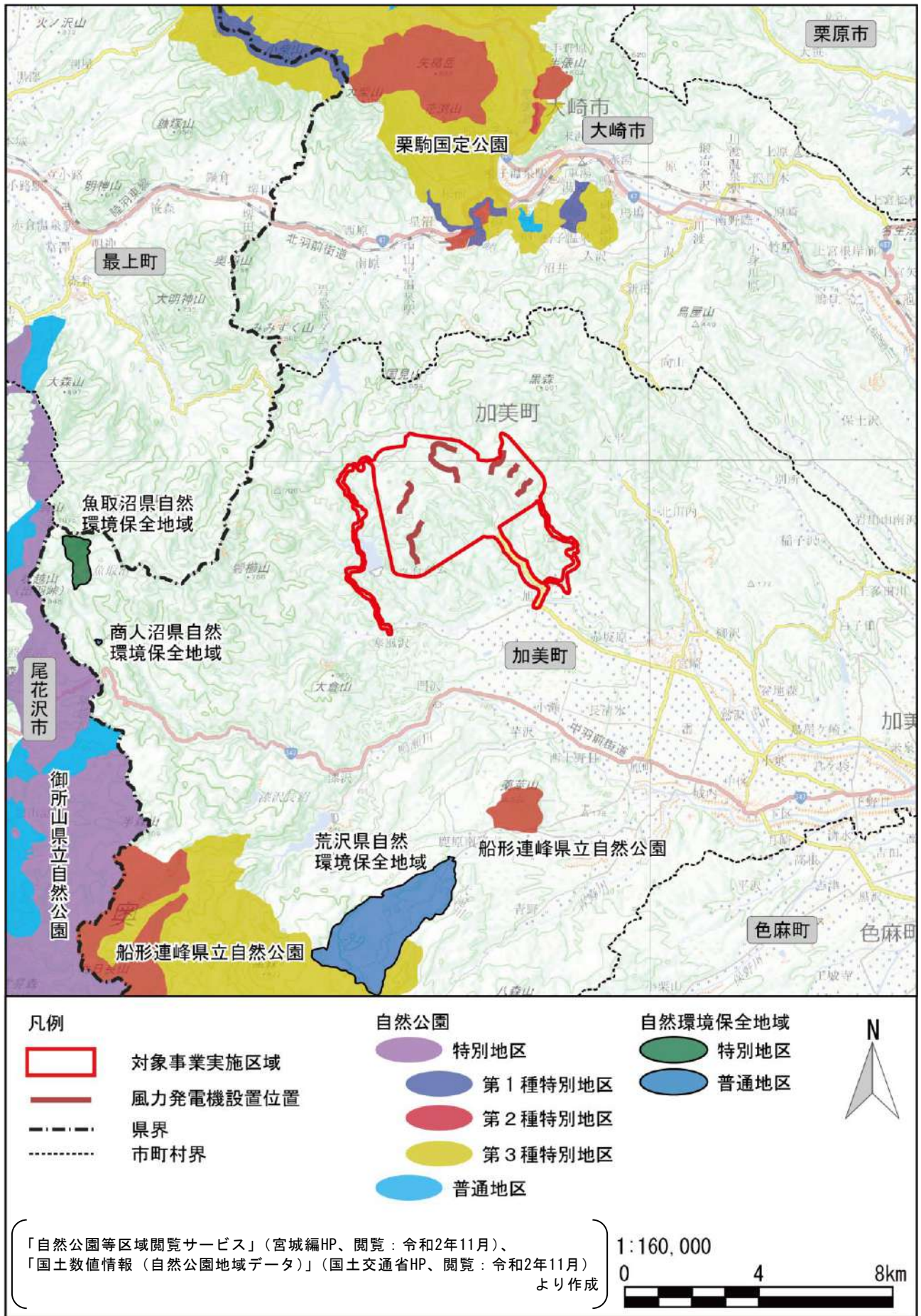
## ② 自然環境保全地域等

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」(昭和47年6月22日法律第85号、最終改正：平成31年4月26日法律第20号)に基づく自然環境保全地域はないが、「宮城県自然環境保全条例」(昭和47年7月15日宮城県条例第25号)によって指定された「魚取沼自然環境保全地域」、「荒沢自然環境保全地域」及び「商人沼自然環境保全地域」がある。指定地域は第3.2-42表及び第3.2-1図のとおりである。

第3.2-42表 県自然環境保全地域の指定状況

名称 (指定年月日)	面積 (ha)				計	地域の特徴
	国有地	公有地		民有地		
		県	市町村			
魚取沼 (昭和54年3月16日)	84.11	—	—	—	84.11	・ブナ天然林 ・テツギョ生息地
荒沢 (平成22年3月23日)	5.0	—	747.5	2.1	754.6	・スゲ沼巨大地すべり 地の特異な地形 ・ルリイトンボ等希 少昆虫類の生息地
商人沼 (平成25年5月21日)	2.25	—	—	—	2.25	・ヒメミクリや植物の 残骸からできた浮島

出典：「令和元年版宮城県環境白書（資料編）」(宮城県、令和元年)



第3.2-11図 自然公園及び自然環境保全地域の指定状況

### ③ 自然遺産

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年9月28日条約第7号）第11条2の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域はない。

### ④ 緑地保全地域等

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和48年9月1日法律第72号、最終改正：令和2年6月10日法律第43号）に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区、「宮城県自然環境保全条例」（昭和47年7月15日宮城県条例第25号）に基づく緑地環境保全地域はない。

### ⑤ 生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号、最終改正：令和元年6月14日法律第37号）に基づく生息地等保護区はない。

### ⑥ 鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月12日法律第88号、最終改正：平成26年5月30日法律第46号）に基づく鳥獣保護区の指定状況は第3.2-43表及び第3.2-12図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲には鳥獣保護区が存在している。

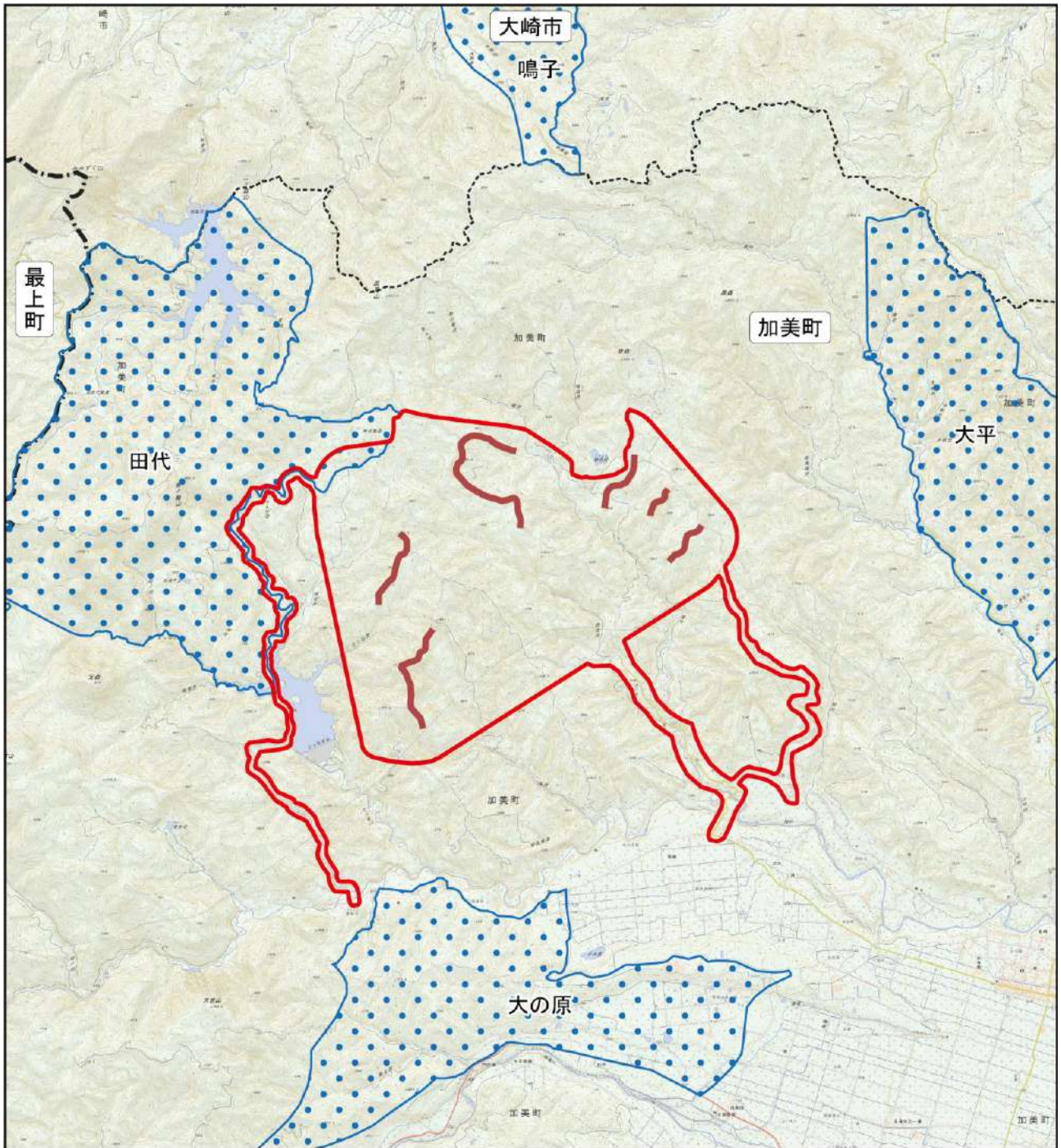
第3.2-43表 鳥獣保護区の指定状況

名称	所在地	指定区分	保護対象の鳥獣種名	面積 (ha)	期限
大の原鳥獣保護区	宮城県加美町	森林鳥獣生息地	記載なし	773	令和11年10月31日
大平鳥獣保護区	宮城県加美町	森林鳥獣生息地	大型獣類（ニホンカモシカ、ツキノワグマ等）など	820	令和10年10月31日
田代鳥獣保護区	宮城県加美町	森林鳥獣生息地	ニホンカモシカ、ツキノワグマなど	1,574	令和12年10月31日
鳴子鳥獣保護区	宮城県大崎市	森林鳥獣生息地	ミソサザイ、キセキレイ、ツキノワグマ、ニホンカモシカなど	2,280 (100)	令和13年10月31日

注：面積欄の( )内は特別保護地区の面積

「令和元年度宮城県鳥獣保護区等位置図」（宮城県HP、令和2年11月閲覧）  
「第10次鳥獣保護事業変更計画書」（宮城県、平成24年）  
「宮城県環境生活部自然保護課保有の鳥獣保護区台帳」（令和2年9月宮城県ヒアリング）より作成





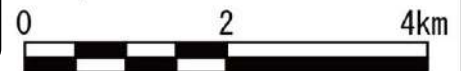
凡例

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置位置
- 県界
- 市町村界
- 鳥獣保護区



「令和元年度鳥獣保護区等位置図」（宮城県HP、閲覧：令和2年11月）より作成

1:75,000



第3.2-12図 鳥獣保護区等の指定状況

### ⑦ カモシカ保護地域

ニホンカモシカは「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：令和2年6月10日法律第41号）により特別天然記念物に指定されており、保護地域を指定して保護管理が行われている。対象事業実施区域及びその周囲におけるカモシカ保護地域の設定状況は第3.2-13図のとおりであり、対象事業実施区域の周囲には「南奥羽山系カモシカ保護地域」が設定されている。

### ⑧ 湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和55年9月22日条約第28号、最終改正：平成6年4月29日条約第1号）に基づく指定区域はない。

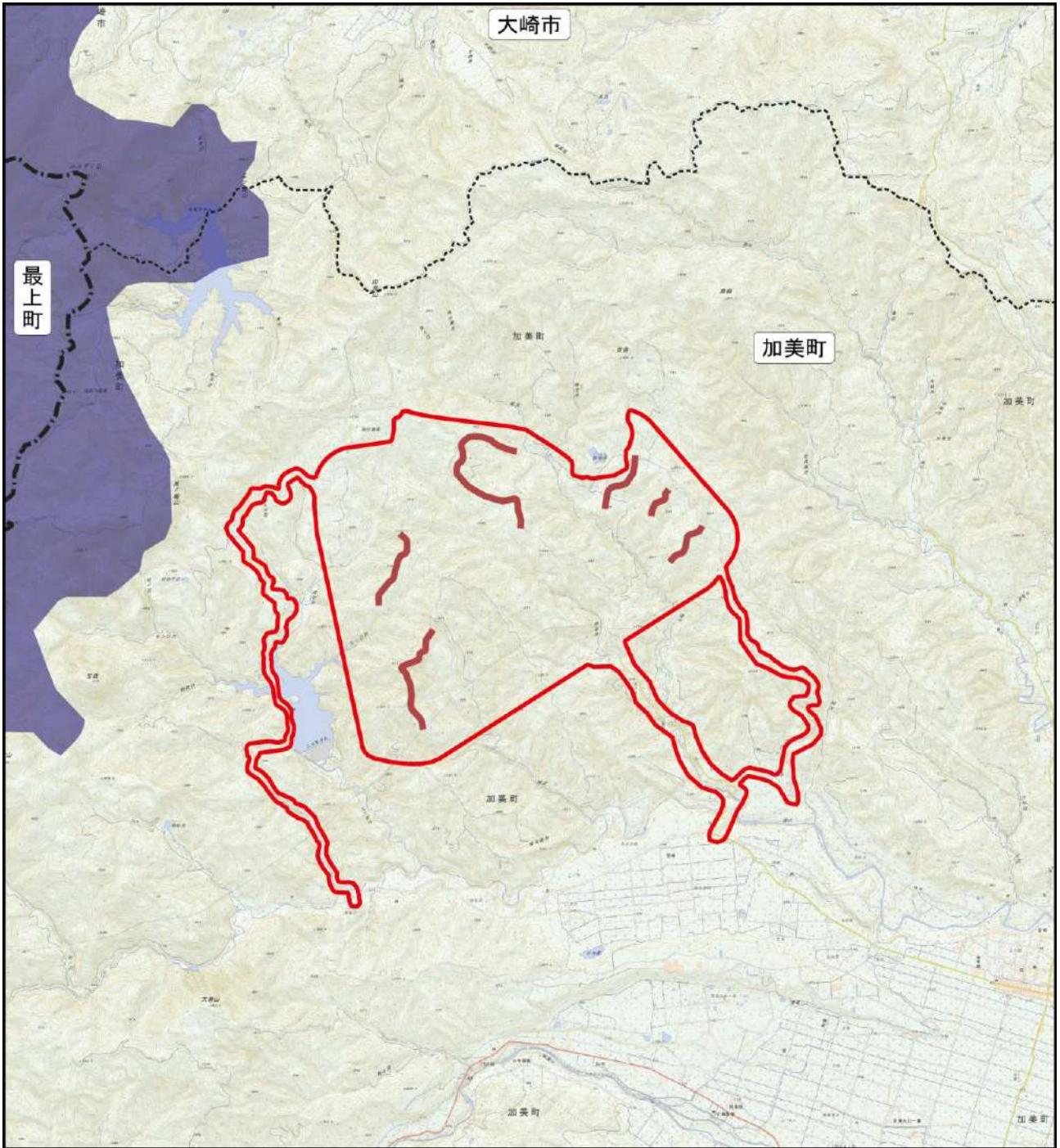
### ⑨ 緑の回廊

対象事業実施区域及びその周囲における緑の回廊の設定状況は第3.2-14図のとおりであり、対象事業実施区域の周囲には「奥羽山脈緑の回廊」が設定されている。

### ⑩ 水資源保全地域

対象事業実施区域及びその周囲において、「ふるさと宮城の水循環保全条例」（平成16年6月22日宮城県条例第42号）に基づく水道水源特定保全地域、「加美町水資源保全条例」（平成26年12月25日加美町条例第22号）に基づく水資源保全地域の指定状況は第3.2-15図のとおりであり、対象事業実施区域内に「加美町水資源保全地域」が存在する。





凡例



対象事業実施区域



南奥羽山系カモシカ保護地域



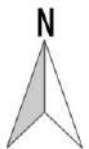
風力発電機設置位置



県界

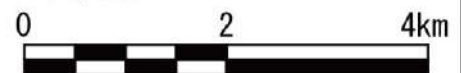


市町村界



〔「南奥羽山系カモシカ保護地域特別調査報告書 平成24・25年度」  
 (岩手県教育委員会、宮城県教育委員会、秋田県教育委員会、山形県  
 教育委員会、2014年3月) より作成〕

1:75,000



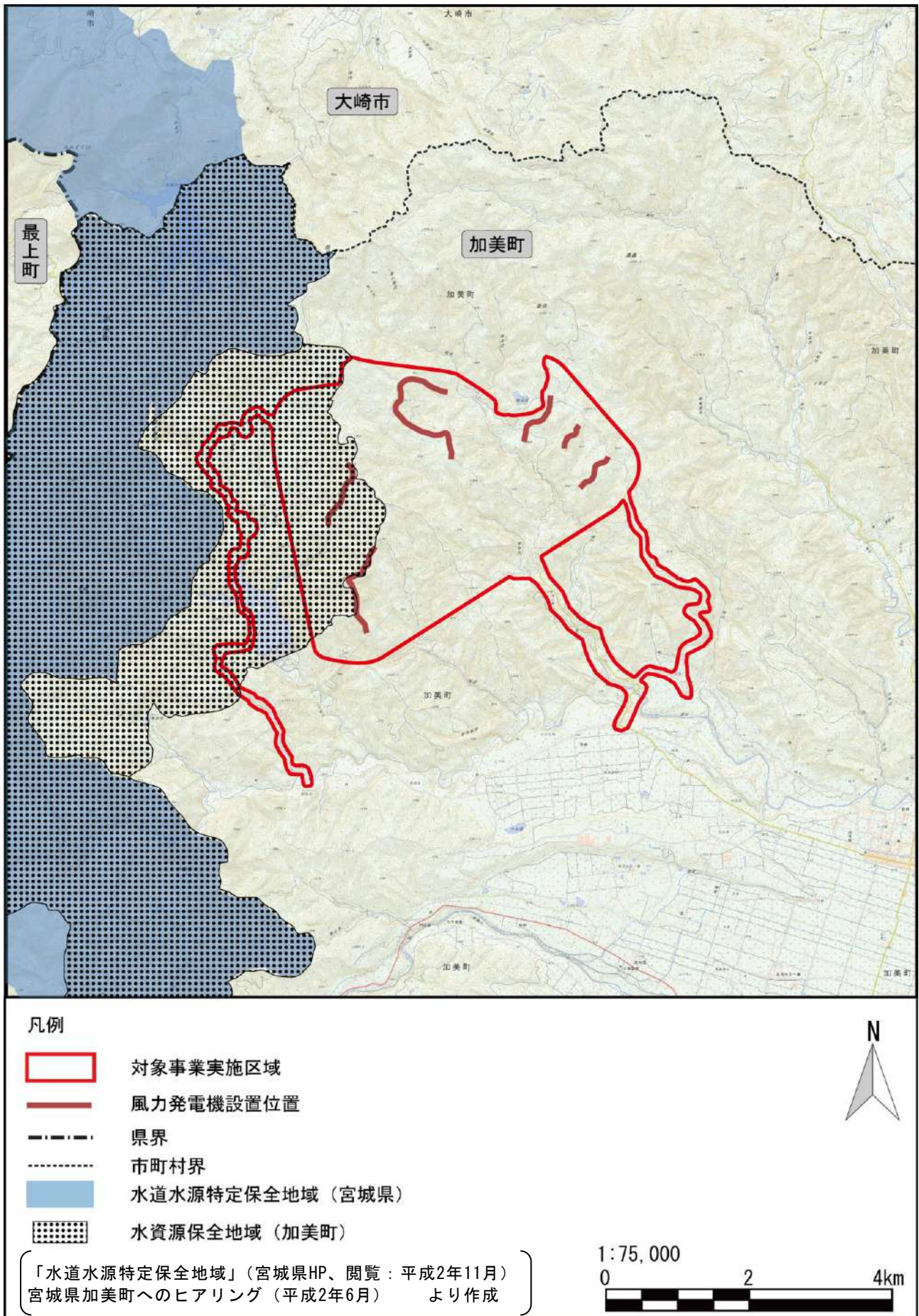
第 3.2-13 図 カモシカ保護地域の状況





第3.2-14図 緑の回廊の状況





第3.2-15図 水道水源特定保全地域及び水資源保全地域の指定状況

## (2) 文化財保護に係る法令

### ① 文化遺産

対象事業実施区域及びその周囲において、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年9月28日条約第7号）第11条の2に指定された文化遺産はない。

### ② 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：令和2年6月10日法律第41号）、「宮城県文化財保護条例」（昭和50年12月25日条令第49号、最終改正：平成28年4月1日）、「加美町文化財保護条例」（平成15年4月1日条令第115号）に基づく史跡、名勝、天然記念物の状況は第3.2-44表及び第3.2-16のとおりである。

また、「文化財保護法」に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は、第3.2-45表及び第3.2-17図のとおりである。

史跡・天然記念物及び周知の埋蔵文化財包蔵地は、対象事業実施区域及びその周囲に分布している。

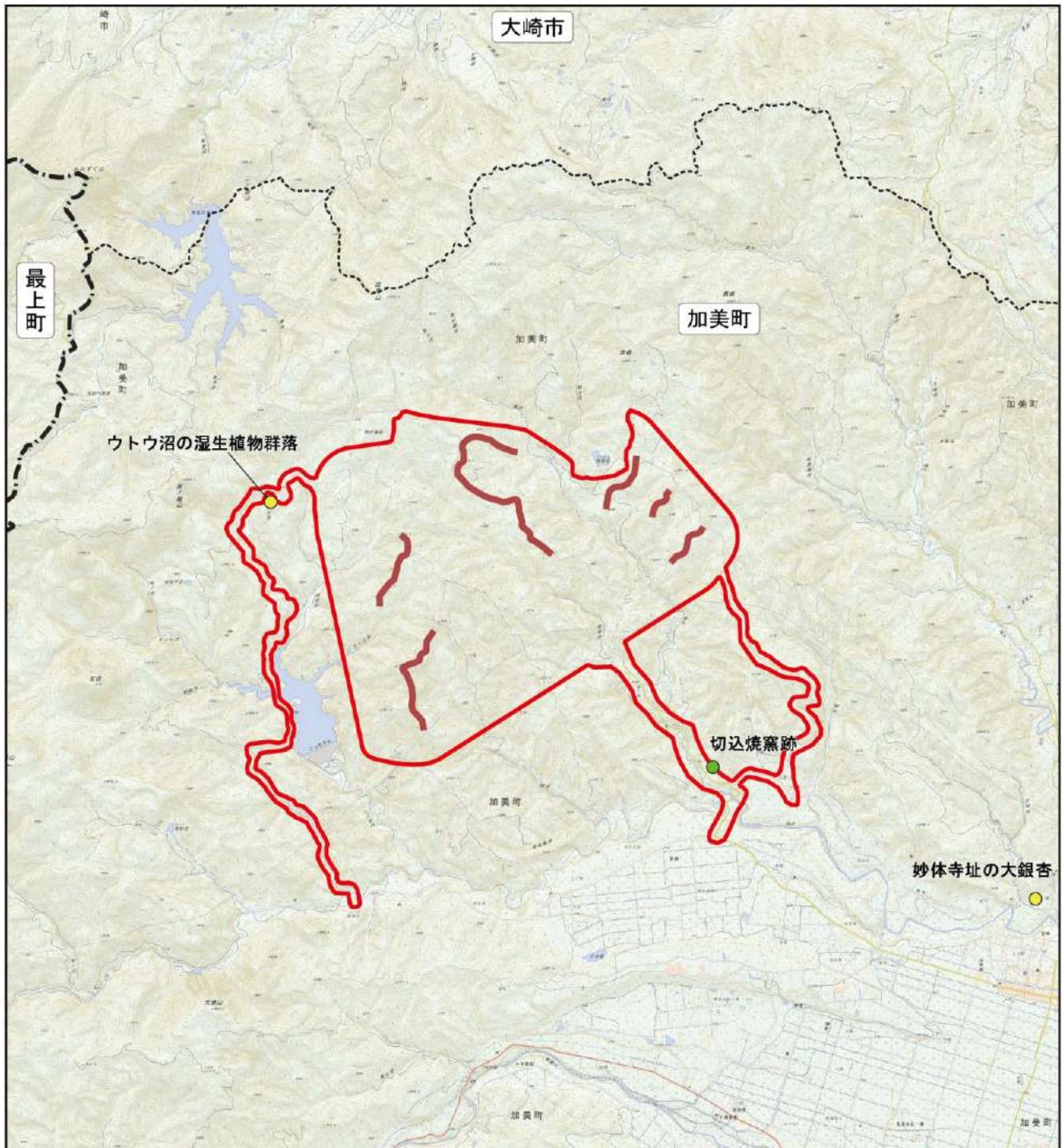
第3.2-44表 史跡・名勝・天然記念物の状況

指定区分	種別	名称	所在地
加美町	史跡	切込焼窯跡	加美町宮崎字切込
	天然記念物	妙体寺址の大銀杏	加美町宮崎字麓
		ウトウ沼の湿性植物群落	加美町宮崎字北

「国指定文化財等データベース」（文化庁HP、閲覧：令和2年11月）  
「指定文化財一覧」（宮城県HP、閲覧：令和2年11月）  
「文化財一覧」（加美町HP、閲覧：令和2年11月）

より作成





凡例

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置位置
- 県界
- 市町村界
- 史跡
- 天然記念物



〔「国指定文化財等データベース」(文化庁HP、閲覧：令和2年11月)  
 「指定文化財一覧」(宮城県HP、閲覧：令和2年11月)  
 「文化財一覧」(加美町HP、閲覧：令和2年11月) より作成〕

1:75,000



第3.2-16図 史跡・名勝・天然記念物の状況

第3. 2-45表(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	遺跡名	所在地	種別	時代
1	川内横穴墓群	加美町北川内字北川内	横穴墓群	古墳後
2	大谷遺跡	加美町北川内字大谷	散布地	縄文中・晩・弥生
3	大瀬戸遺跡	加美町北川内字谷地	散布地	縄文
4	北川内館跡	加美町北川内字矢倉	城館	中世
5	麓遺跡	加美町宮崎字麓	散布地	縄文中～晩・弥生
6	岩淵裏遺跡	加美町宮崎字屋敷	散布地	縄文中
7	山王洞窟遺跡	加美町宮崎字坂下	散布地	縄文
8	山王社下遺跡	加美町宮崎字坂下	散布地	縄文
9	壇原遺跡	加美町字原空沼道下	散布地	古代
10	鍬柄館跡	加美町宮崎字坂下	城館	中世
11	物置遺跡	加美町宮崎字西城・物置	散布地	縄文中・後・晩
12	隠れ沢遺跡	加美町宮崎字元光沢	散布地	縄文
13	渡辺館跡	加美町字長清水土手ノ内	城館	中世
14	空屋敷遺跡	加美町宮崎字天光沢	散布地	縄文
15	一本松遺跡	加美町宮崎字南	散布地	縄文
16	南遺跡	加美町宮崎字南	散布地	縄文
17	牛留り遺跡	加美町宮崎字南	散布地	縄文
18	中原遺跡	加美町宮崎字中原	散布地	縄文
19	堤端遺跡	加美町宮崎字堤端	散布地	縄文
20	切込焼窯跡	加美町宮崎字切込	窯跡	近世
21	旭壇遺跡	加美町宮崎字旭壇	散布地	縄文中～晩・古代
22	旭遺跡	加美町宮崎字旭	散布地	縄文
23	浦遺跡	加美町宮崎字浦	散布地	縄文・古代
24	北永志田遺跡	加美町宮崎字北永志田	散布地	縄文
25	南永志田A遺跡	加美町宮崎字南永志田・松浦	散布地	縄文
26	南永志田B遺跡	加美町宮崎字南永志田	散布地	縄文
27	前平遺跡（台ノ原遺跡）	加美町宮崎字南	散布地	旧石器・縄文
28	焼切遺跡	加美町宮崎字南	散布地	縄文
29	大の原遺跡	加美町宮崎字南	散布地	古代
30	小台遺跡	加美町宮崎字新田	散布地	縄文

「宮城県遺跡地名表（令和2年10月1日現在）」（宮城県HP、閲覧：令和2年11月）  
 「令和元年度版宮城県遺跡地図」（宮城県HP、閲覧：令和2年11月）

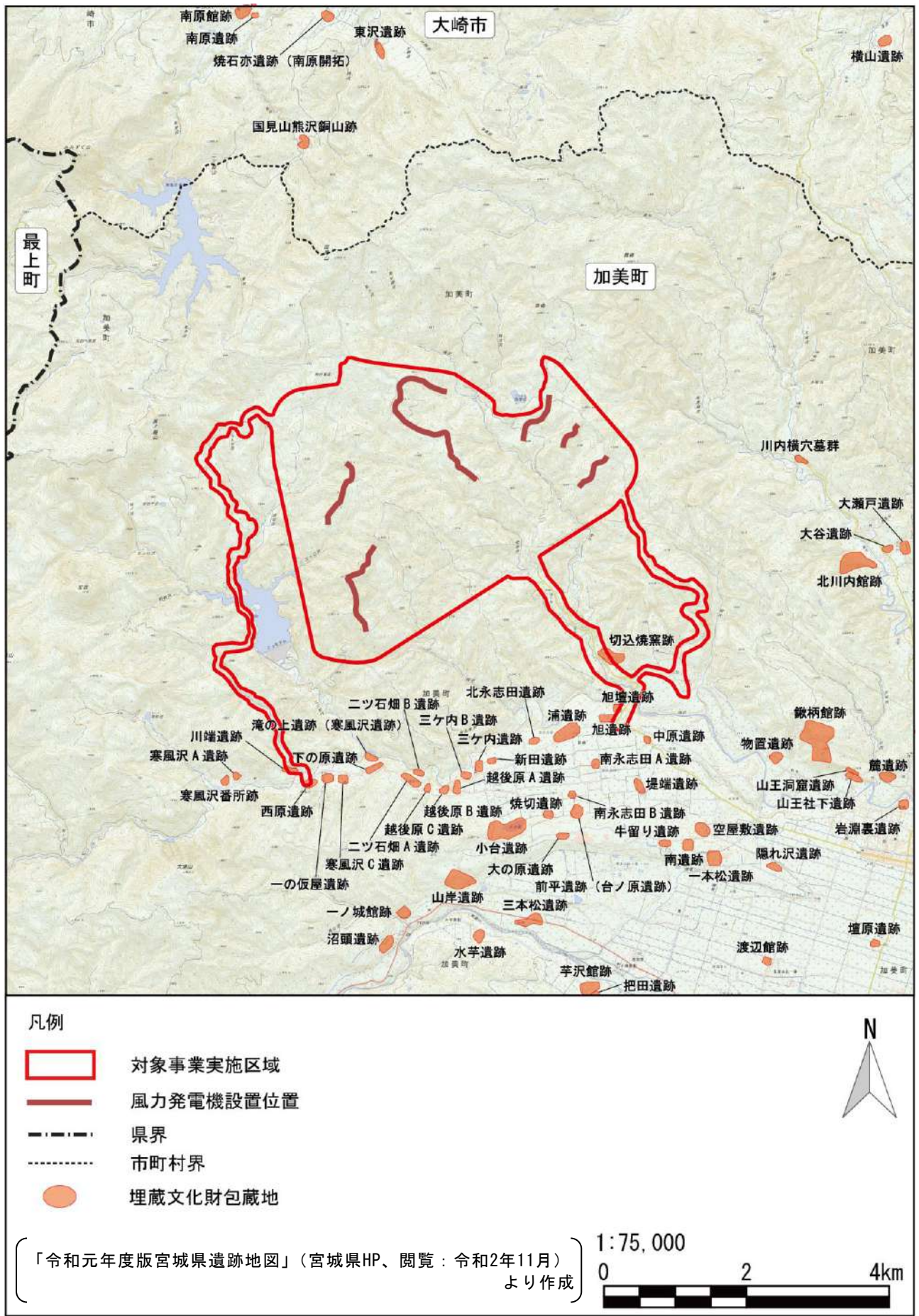
より作成

第3. 2-45表(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	遺跡名	所在地	種別	時代
31	新田遺跡	加美町宮崎字新田	散布地	縄文
32	三ヶ内遺跡	加美町宮崎字浦	散布地	縄文中
33	三ヶ内B遺跡	加美町宮崎字三ヶ内	散布地	縄文
34	越後原A遺跡	加美町宮崎字越後原	散布地	縄文
35	越後原B遺跡	加美町宮崎字越後原	散布地	縄文
36	越後原C遺跡	加美町宮崎字越後原	散布地	縄文
37	二ツ石畑B遺跡	加美町宮崎字二ツ石畑	散布地	縄文
38	二ツ石畑A遺跡	加美町宮崎字二ツ石畑	散布地	縄文・古代
39	滝の上遺跡(寒風沢遺跡)	加美町宮崎字寒風沢	散布地	縄文早～晩
40	下の原遺跡	加美町宮崎字寒風沢	散布地	縄文中
41	寒風沢C遺跡	加美町宮崎字寒風沢	散布地	縄文
42	一の仮屋遺跡	加美町宮崎字寒風沢	散布地	縄文中・後
43	西原遺跡	加美町宮崎字寒風沢	散布地	縄文
44	川端遺跡	加美町宮崎字寒風沢	散布地	縄文中・後
45	寒風沢A遺跡	加美町宮崎字寒風沢	散布地	縄文・古代
46	寒風沢番所跡	加美町宮崎字寒風沢	番所	近世
47	把田遺跡	加美町字芋沢羽場田	散布地	縄文
48	芋沢館跡	加美町字芋沢羽場田	城館	中世
49	三本松遺跡	加美町字原三本松	集落	縄文中
50	水芋遺跡	加美町字水芋屋敷	散布地	縄文中
51	山岸遺跡	加美町字門沢山岸	散布地	縄文中
52	一ノ城館跡	加美町字門沢	城館	中世
53	沼頭遺跡	加美町字門沢沼頭平	散布地	縄文
54	横山遺跡	大崎市鳴子温泉字横山	散布地	縄文前・中・晩
55	焼石亦遺跡(南原開拓)	大崎市鳴子温泉字焼石亦	散布地	縄文前・中・晩・古代
56	南原館跡	大崎市鳴子温泉字南原	城館	中世
57	南原遺跡	大崎市鳴子温泉字南原	散布地	縄文前・中・晩
58	東沢遺跡	大崎市鳴子温泉字南星沼	散布地	縄文中～晩
59	国見山熊沢銅山跡	大崎市鳴子温泉字奥羽岳(国有林)	鉱山	近世

「宮城県遺跡地名表(令和2年10月1日現在)」(宮城県HP、閲覧:令和2年11月)  
 「宮城県遺跡地図(令和2年10月1日現在)」(宮城県HP、閲覧:令和2年11月)  
 より作成





第3.2-17図 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況



### (3) 景観に係る法令

#### ① 風致地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和43年6月15日法律第100号、最終改正：令和2年6月10日法律第43号）の規定により指定された風致地区はない。

#### ② 景観計画区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「景観法」（平成16年6月18日法律第110号、最終改正：平成30年5月18日法律第23号）の規定により指定された景観計画区域はない。

「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」（平成21年7月）に基づき策定された「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針」（宮城県、平成24年）において、加美町は平野景観～山地景観となっており、このうち対象事業実施区域内は山地景観地区とされている。高山地型景観では地形や動物などの自然環境の保全に努め、工作物等を建設する場合には山並みを望む眺望の阻害を避け、自然景観と調和する素材、デザイン、色彩となるように配慮すること、低山地型景観では山村景観や森林景観を維持・保全していくことが大切とされている。

加美町は「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」の下で、独自に「加美町協働の景観まちづくりプラン」（加美町、平成27年）を策定しており、その基本理念は「自然と共生し、人々のなりわいと暮らしが見える加美町らしい景観」と定められている。

#### (4) 国土防災関係

##### ① 保安林

対象事業実施区域及びその周囲における「森林法」(昭和26年6月26日法律第249号、最終改正：令和2年6月10日法律第43号)第25条の規定に基づき指定された保安林の分布は第3.2-18図(1)及び(2)のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲に保安林が存在している。

##### ② 砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」(明治30年3月30日法律第29号、最終改正：平成22年3月31日法律第20号)に基づく砂防指定地は第3.2-19図のとおりである。対象事業実施区域の一部及びその周囲が砂防指定地に指定されている。

##### ③ 急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲において、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年7月1日法律第57号、最終改正：平成17年7月6日法律第82号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域は存在しない。

##### ④ 地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲において、「地すべり等防止法」(昭和33年3月31日法律第30号、最終改正：平成29年6月2日法律第45号)に基づく地すべり防止区域は存在しない。

##### ⑤ 土砂災害警戒区域等

対象事業実施区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年5月8日法律第57号、最終改正：平成29年5月19日法律第31号)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は第3.2-20図のとおりである。対象事業実施区域の一部及びその周囲が土砂災害警戒区域となっている。

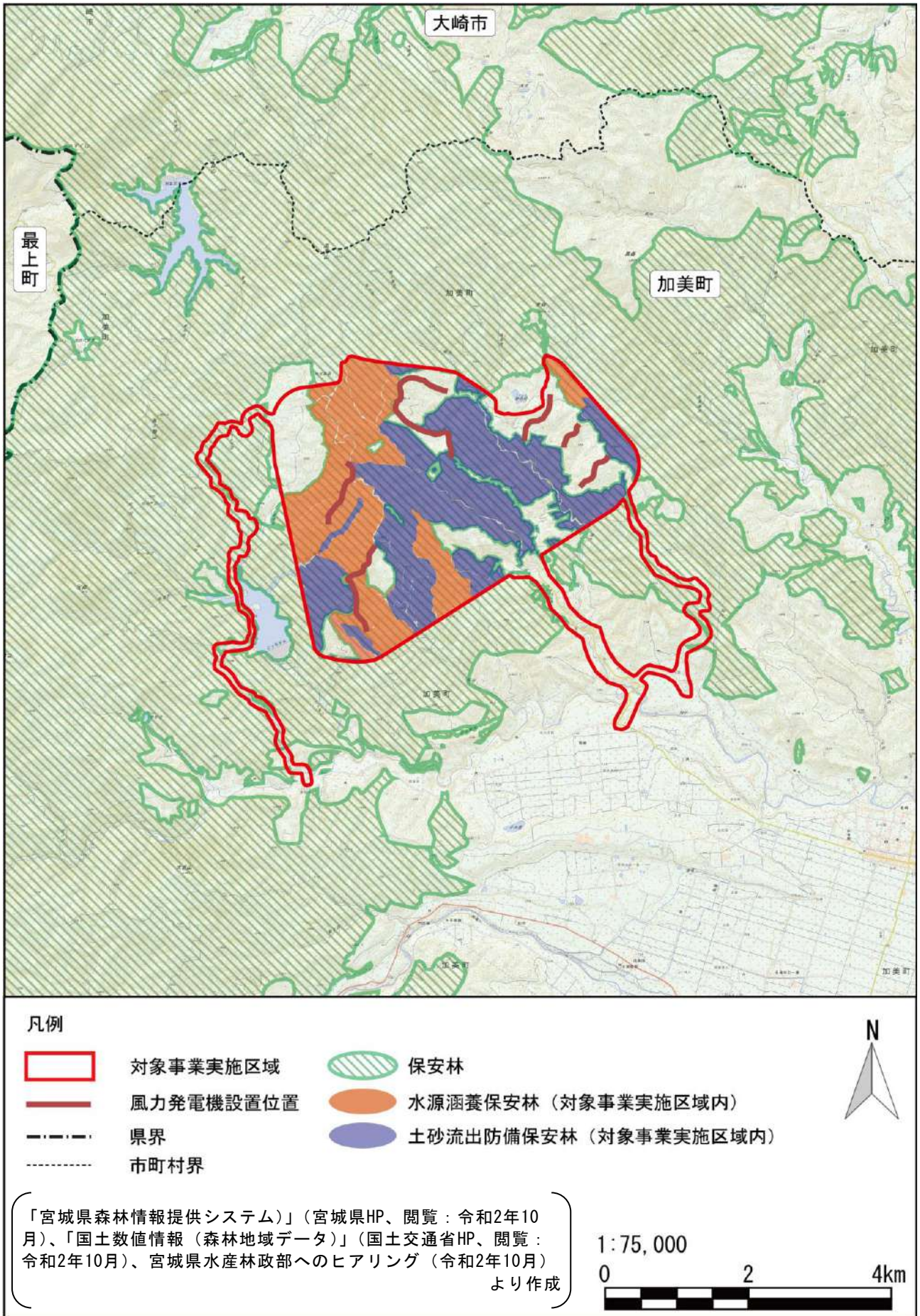
##### ⑥ 土砂災害危険箇所

対象事業実施区域及びその周囲における、国土数値情報(国土交通省HP、閲覧：令和2年11月)による土砂災害危険箇所は第3.2-21図のとおりである。対象事業実施区域

の一部及びその周囲に土石流危険箇所が存在している。

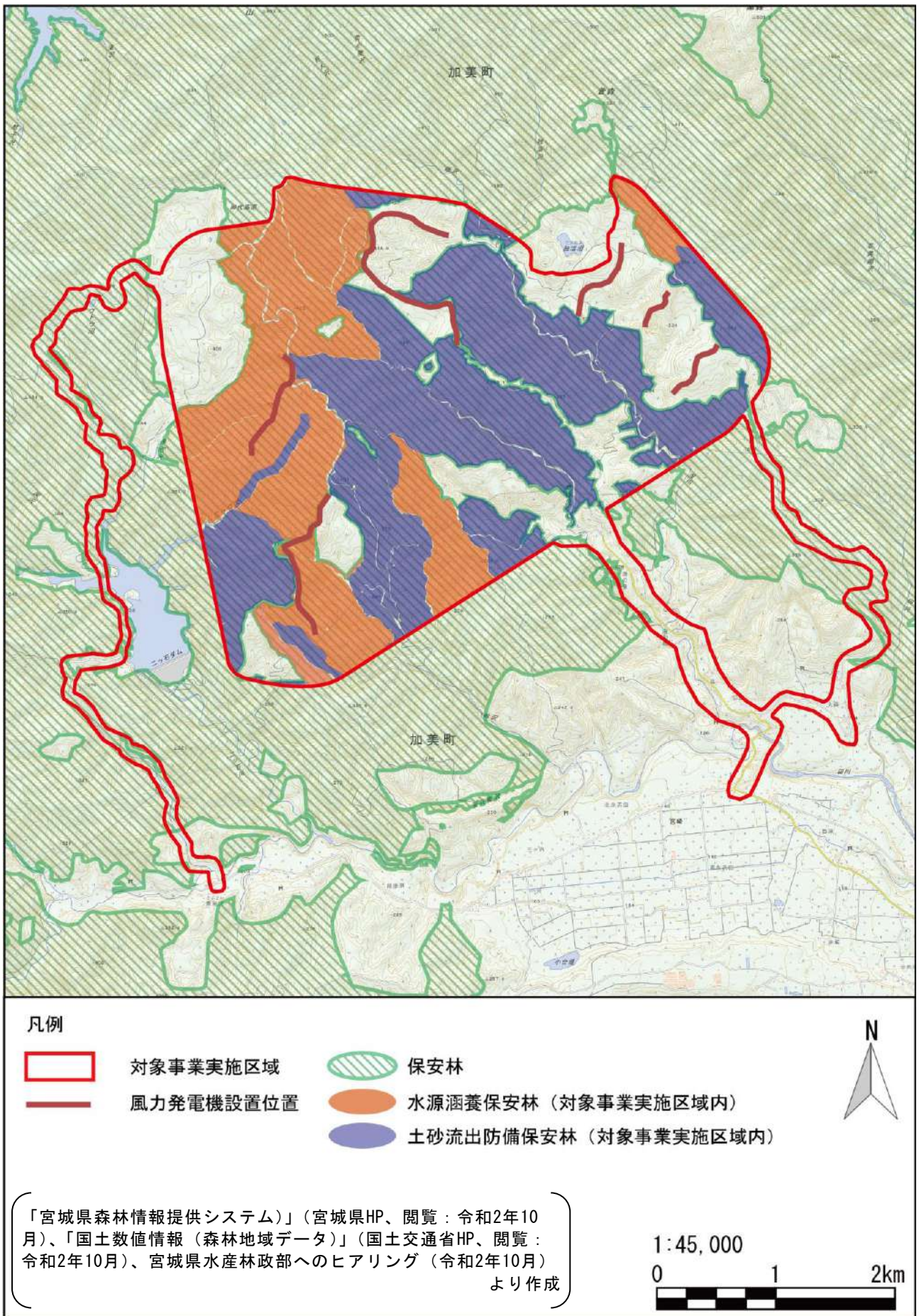
#### ⑦ 地すべり地形

対象事業実施区域及びその周囲における、「地震ハザードステーション J-SHIS」(国立研究開発法人防災科学技術研究所HP、閲覧：令和2年11月)による地すべり地形の分布は第3.2-22図(1)及び(2)のとおりである。対象事業実施区域の一部及びその周囲に地すべり地形が存在している。



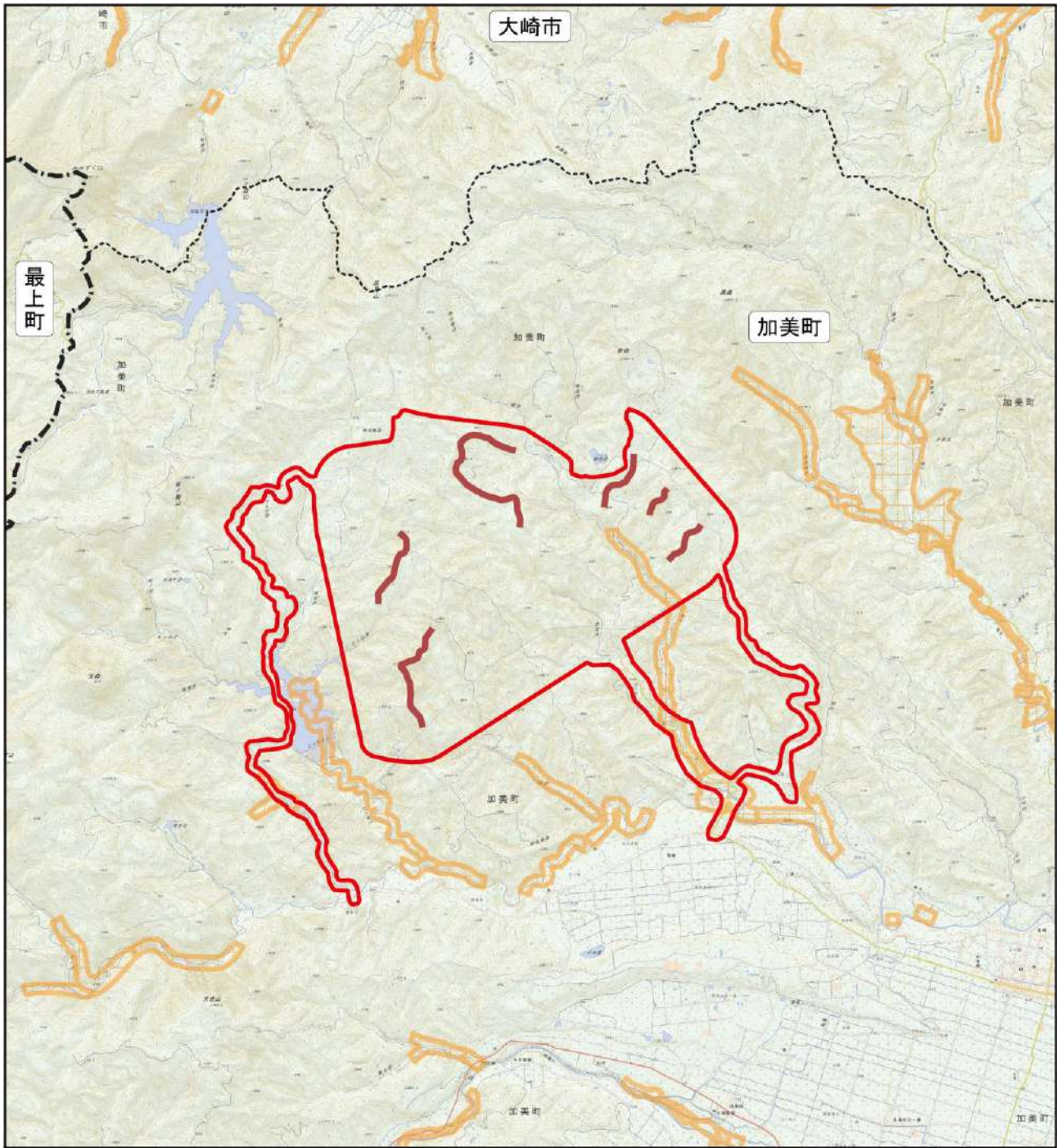
第3.2-18図(1) 保安林の指定状況










第3.2-18図(2) 保安林の指定状況(拡大図)





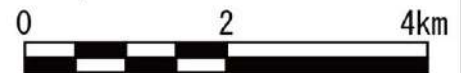
凡例

- |   |           |   |       |
|---|-----------|---|-------|
|  | 対象事業実施区域  |  | 砂防指定地 |
|  | 風力発電機設置位置 |   |       |
|  | 県界        |   |       |
|  | 市町村界      |   |       |



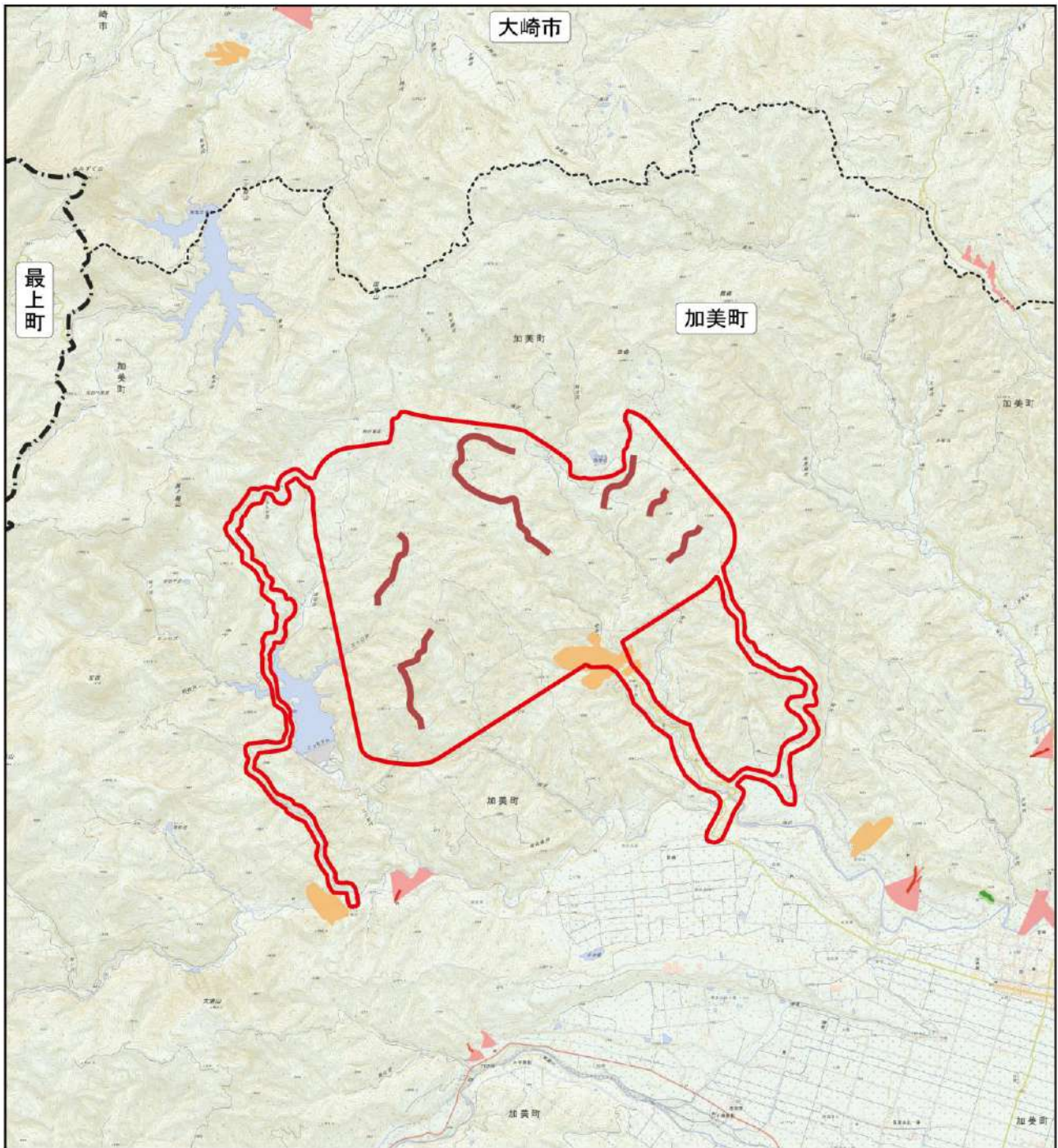
〔「宮城県土砂災害警戒区域等確認マップ」(宮城県HP、閲覧：令和2年11月)より作成〕

1:75,000



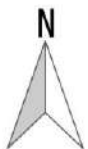
第3.2-19図 砂防指定地の指定状況





凡例

- |   |           |   |         |   |         |
|---|-----------|---|---------|---|---------|
|  | 対象事業実施区域  |  | 土石流     |  | 土石流     |
|  | 風力発電機設置位置 |  | 急傾斜地の崩壊 |  | 急傾斜地の崩壊 |
|  | 県界        |  | 地すべり    |   |         |
|  | 市町村界      |   |         |   |         |



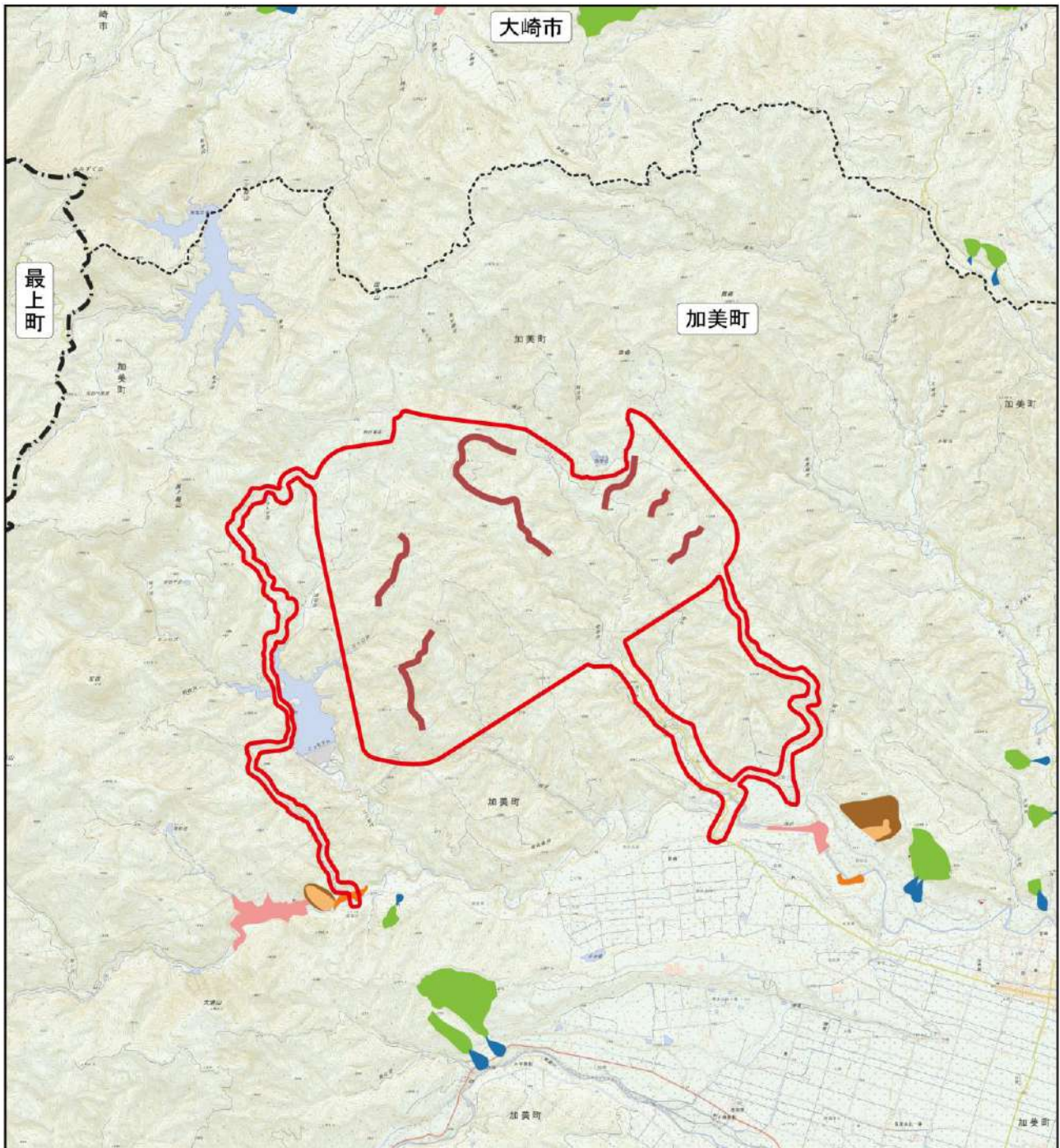
「宮城県土砂災害警戒区域等指定箇所」(宮城県HP、  
閲覧：令和2年11月) より作成

1:75,000



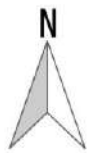
第3.2-20図 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況





凡例

- |   |           |   |            |  |          |
|---|-----------|---|------------|--|----------|
|  | 対象事業実施区域  |  | 土石流危険渓流    |  | 地すべり危険箇所 |
|  | 風力発電機設置位置 |  | 土石流危険区域    |  | 地すべり危険区域 |
|  | 県界        |  | 急傾斜地崩壊危険箇所 |  | 地すべり氾濫区域 |
|  | 市町村界      |   |            |  | 地すべり湛水域  |



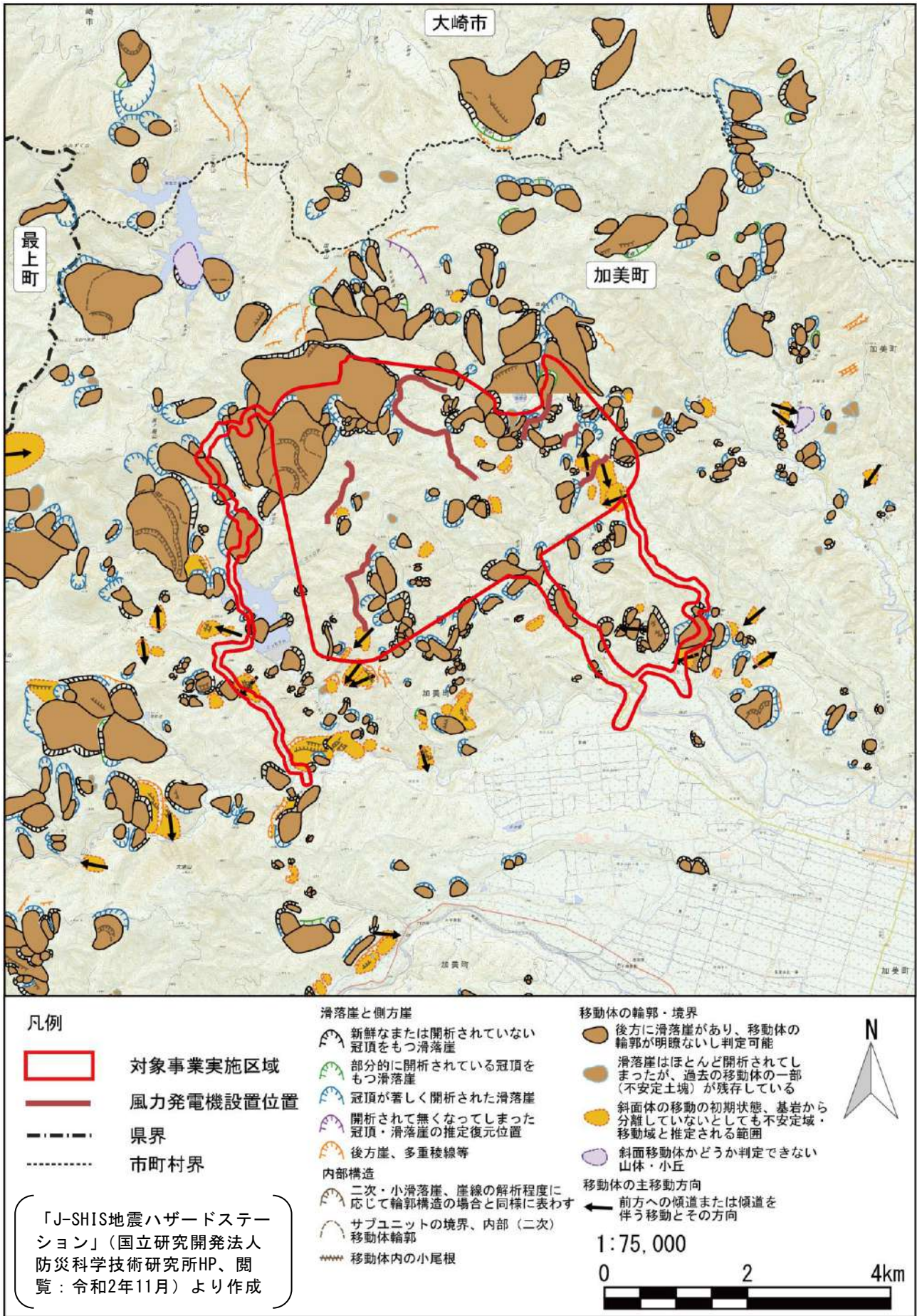
〔「国土数値情報（土砂災害危険箇所データ）」（国土交通省HP、閲覧：令和2年11月）より作成〕

1:75,000



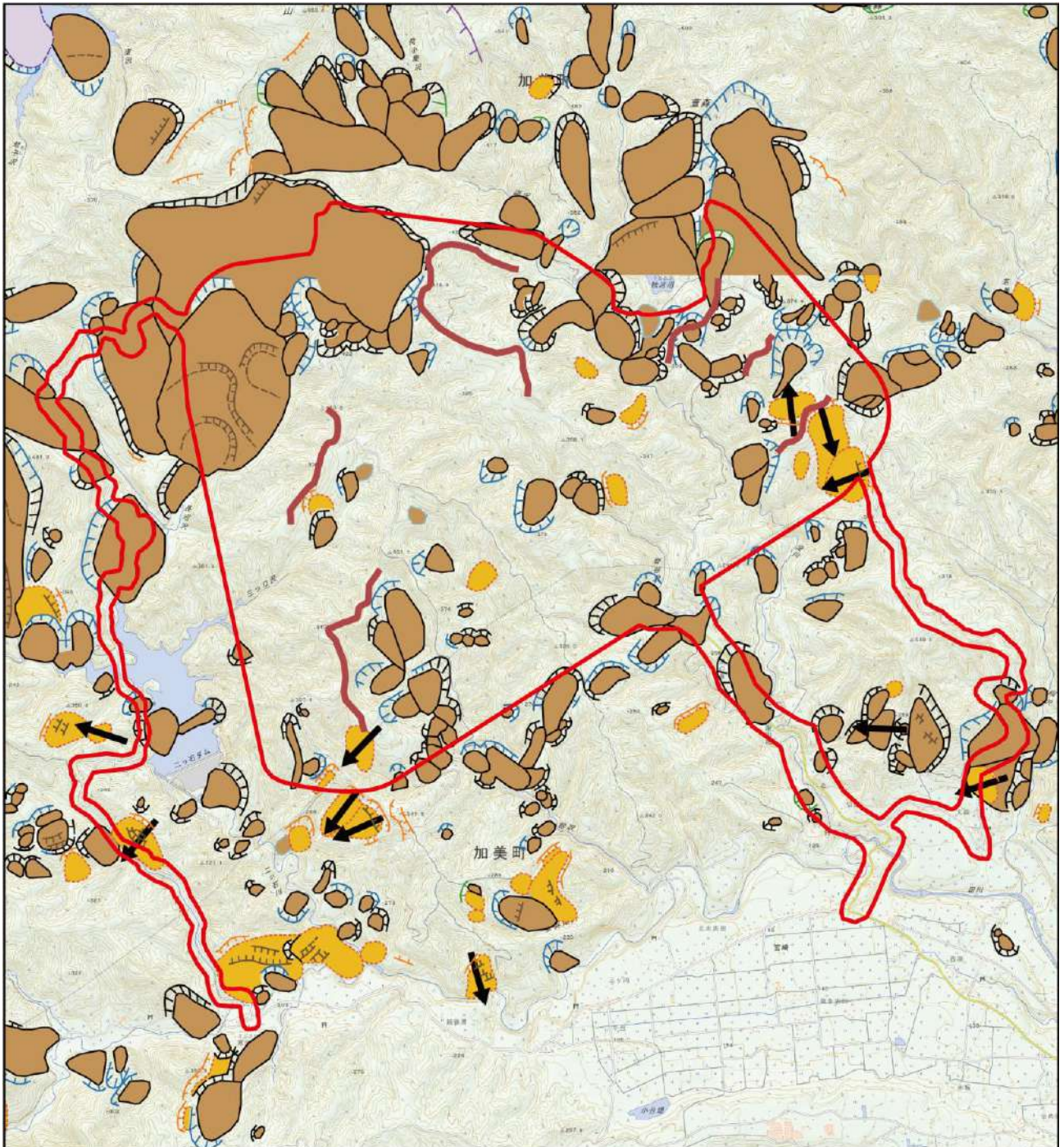
第3.2-21図 土砂災害危険箇所の指定状況





第3.2-22図(1) 地すべり地形の分布





<p><b>凡例</b></p> <p><span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> 対象事業実施区域</p> <p><span style="border-bottom: 2px solid red; display: inline-block; width: 20px; margin-right: 5px;"></span> 風力発電機設置位置</p>	<p><b>滑落崖と側方崖</b></p> <p> 新鮮なまたは開析されていない冠頂をもつ滑落崖</p> <p> 部分的に開析されている冠頂をもつ滑落崖</p> <p> 冠頂が著しく開析された滑落崖</p> <p> 開析されて無くなってしまった冠頂・滑落崖の推定復元位置</p> <p> 後方崖、多重稜線等</p> <p><b>内部構造</b></p> <p> 二次・小滑落崖、崖線の解析程度に応じて輪郭構造の場合と同様に表わす</p> <p> サブユニットの境界、内部（二次）移動体輪郭</p> <p> 移動体内の小尾根</p>	<p><b>移動体の輪郭・境界</b></p> <p> 後方に滑落崖があり、移動体の輪郭が不明瞭なし判定可能</p> <p> 滑落崖はほとんど開析されてしまったが、過去の移動体の一部（不安定土塊）が残存している</p> <p> 斜面体の移動の初期状態、基岩から分離していないとしても不安定域・移動域と推定される範囲</p> <p> 斜面移動体かどうか判定できない山体・小丘</p> <p><b>移動体の主移動方向</b></p> <p> 前方への傾道または傾道を伴う移動とその方向</p>	<p>N</p> <p>1:45,000</p> <p>0 1 2km</p>
--	---	--	---

「J-SHIS地震ハザードステーション」(国立研究開発法人防災科学技術研究所HP、閲覧：令和2年11月)より作成

第3.2-22図(2) 地すべり地形の分布 (拡大図)

## ⑧ その他の事項

宮城県では、長期的展望に立った実効性の高い自然環境の保全施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年に「宮城県自然環境保全基本方針」が策定されている。

そこでは、「生物多様性に富んだ豊かな自然環境の保全」、「恵み豊かな自然環境の持続可能な利用」、「先人がはぐくんできた自然と共生する知恵や文化の次世代への継承」を基本理念として掲げ、次の3項目を施策の基本目標としている。

### 1. 健全な生態系の保全と生態系ネットワークの形成

様々な要素から構成される生態系やそれらの連続性を保全すべき「場」として確保する。

### 2. 生物多様性の確保と自然環境の再生

残されている自然についてはその状態を維持させ、損なわれた自然についてはあるべき状態に再生・回復させることにより、自然環境の「質」を向上させる。

### 3. 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり

自然環境の保全に向けて、多様な「主体」が連携・協力して活動できる基盤をつくる。

### 3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況のまとめは第3.2-46表(1)及び(2)のとおりである。

第3.2-46表(1) 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	項目	指定等の有無	
			対象事業 実施区域 の周囲	対象事業 実施区域
土地利用	国土利用計画法	都市地域	×	×
		農業地域	○	○
		森林地域	○	○
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	×	×
公害 防止	環境基本法	大気汚染に係る環境基準	○	○
		騒音に係る環境基準	○	○
		水質汚濁に係る環境基準	○	○
		土壌汚染に係る環境基準	○	○
		騒音類型指定	×	×
		水域類型指定	○	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類に係る環境基準	○	○
	騒音規制法	規制地域	×	×
	振動規制法	規制地域	×	×
	水質汚濁防止法	指定地域	×	×
	悪臭防止法	規制地域	○	×
	土壌汚染対策法	要措置区域	×	×
	工業用水法及び建築物用地下水の規制に関する法律	指定地域	×	×
自然 保護	自然公園法	国立公園	×	×
		国定公園	○	×
	宮城県立自然公園条例	県立自然公園	○	×
	山形県立自然公園条例	県立自然公園	○	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×
	宮城県自然環境保全条例	県自然環境保全地域	○	×
		緑地環境保全地域	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×
		特別緑地保全地区	×	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×
	ふるさと宮城の水循環保全条例	水道水源特定保全地域	○	×
加美町水資源保全条例	水資源保全地域	○	○	

第3.2-46表(2) 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	項目	指定等の有無	
			対象事業 実施区域 の周囲	対象事業 実施区域
文化 遺産	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産	×	×
	文化財保護法	国指定史跡・名称・天然記念物	×	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○
	宮城県文化財保護条例	県指定史跡・名称・天然記念物	×	×
加美町文化財保護条例	町指定史跡・名称・天然記念物	○	○	
景観	都市計画法	風致地区	×	×
	景観法	景観計画区域	×	×
国土 防災	森林法	保安林	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○
	急傾斜地の摩擦による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊区域	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域	○	○
土砂災害特別警戒区域		○	×	

(白紙)